

平成22年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年12月16日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	12月16日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 企 画 情 報 課 長	鈴木 智久
		総務課長	江上 文啓	税務課長	服部 康彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 保 險 医 療 課 長	上田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐藤 一夫
		子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦	健 康 推 進 課 長	能島 頼子
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西川 和彦
		ま ち づ く 推 進 課 長	志治 正弘		
	会 計 管 理 室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	小酒井敏之		
	上 下 水 道 部	部 長	佐野 宗夫		
	消 防 本 部	消 防 長	山内 巧		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長	加賀 松利
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	橋本 浩之
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
8	奥 田 信 宏	①町道の管理等について……………	158
		②「公務員」でも不安定?……………	166
9	林 英 子	①小・中学生が楽しく学び成長できる環境を……………	173
		②安心して子育てできる社会を!!……………	183
10	松 本 正 美	①子育て支援について……………	192
		②自転車の安全対策について……………	207
11	山 田 乙 三	「希望降任制度の実態」を質す……………	214

○議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

平成22年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、昨日に引き続き、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問される議員の皆様及び答弁される皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へ提出をいただき、広報及び会議録の作成に協力をください。

これより日程に入ります。答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 伊藤正昇君

日程第1 一般質問を行います。

発言の許可をいたします。

質問8番 奥田信宏君の1問目「町道の管理等について」を許可いたします。

奥田信宏君、質問席へおつきください。

○14番 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

14番 新政会の奥田でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い1問目の町道に関する質問をいたします。

まず、下水道の供用開始に当たり、その該当地域においては今までの浄化槽利用のための地元土地改良区等に納付をされておりました排水協力金の負担がなくなったと思われませんが、現在の状況をお教えください。

道路とは直接に関係のない部分からの質問をいたしましたのは、道路と蟹江町土地改良区とのかかわりについて質問するためです。前の質問は、その協力金を蟹江町土地改良区が各工区それぞれに積み立てをされ、その中から排水路あるいは排水機あるいは道路建設に地元負担金として、一時的の場合も含め負担をされております。下水道が普及してきますと、この地元負担金も各工区が捻出するのに困る場合が多くなってくると思われますが、いかがですか。

そこで、2年ほど以前に舗装してほしいとの話が議会で取り上げられたところがありました。町の答弁については、道路の民間の人の所有されている全員の方の同意をいただけるのが前提ですとの答弁でありました。そこで、土地改良区が町側に対して町道として寄附をしようとする場合は、これまで道路の側溝の整備、舗装後にしか町は寄附を受けてこなかった

と思っておりますが、いかがですか。

蟹江町土地改良区の工区の中には、市街化区域を持ち排水協力金等で収入が多い工区と市街化調整区域しかなく、ほとんど収入が見込めない地域があります。収入の見込めない地域については道路の整備が何年居住してもできないこととなります。不法な建築であればいざ知らず、農家の分家住宅あるいは収用等で県道に協力してあるいは国道に協力して家を新築され、その後10年以上もそのような状態であれば、同じ町民としての不公平感はぬぐえません。先ほど申し上げました承諾があればとのとおりでありますと、蟹江町土地改良区の名義の土地は、管理をしている各工区の同意さえあれば町が主体になり、住宅の建っている道路はできるだけ町の責任において側溝の整備、舗装等もされていいと思いますが、その見解をお知らせください。

○産業建設部長 水野久夫君

それでは、ご答弁をさせていただきます。

4点ほどのご質問があったと思います。

まず最初でございますが、排水協力金の現状についてでございます。下水道の供用開始に伴いまして平成22年4月から11月ぐらいまでの間、この間におきまして排水協力金を取られなかった未徴収であったというのは1件でございます。

それから、こういった排水協力金がなくなることによって、土地改良区からの事業費の捻出が難しくなるのではないかというご質問でございますが、23年4月から共用開始を予定しております区域、これは本町地区と駅北の区画整理区域及び藤丸団地でございますが、こちらのほうでの排水協力金の徴収をなくすということで、既に本町、今の工区でいきますと第4工区と第9工区のほうと調整をして、徴収をしないということで話をつけてございます。

それで、下水の整備はご存じのように市街化区域から現在進めておりまして、お尋ねでございます土地改良区、多くの土地改良区の場合は、まだ圃場の整備を行っているという市街化調整区域で設立されたものが多いでございます。そういったところから考えますと、今後もまだしばらくの間は多くの工区の中では、引き続き排水協力金のお願いをされるということになると思われますので、早急に議員が心配されておる状況にはならないのかなとは思われます。

それから、土地改良区からの道路の寄附についてでございますが、管理後の維持管理費等のこともございまして、道路として必要な整備をしていただいた後に関係土地改良区と協議をして、その上で判断をするということで進めてまいっております。

それから4つ目でございますが、須成地区でのその事例を挙げてのご質問でございます。この須成地区での事例を、今回このままご質問の土地改良区域での同意ということで当てはめてお考えをいただいておりますが、それぞれの背景に少し違いがございまして、そのままの状態と同じ同意というのを当てはめていただくのは少し難しい、観点が違うのかなと思わ

れますが、そもそも須成地区で行いましたのは、沿線の住民の方からかなり前から道路の側溝整備を望まれておりました。その段階で町としましては、道路の形態をなしておるものほとんどが民有地で形成がされでき上がった道路でございますので、そういったところに町費で側溝等の工事を進めることはできないということで、なかなか現地の対応もできないまま、まずは皆さん方から道路の寄附をお願いしますということで対応してまいりました。ところが地元の関係者を含めてそういったお願いに上がりましたけれども、沿線の方の同意をいただくことができなかったということがございます。ところが現在町全体で見えますと、町道の舗装率は既に90%を超えたような状況になっておりますので、現地在砂利道のままで雨天のとき等、通行していただくにもなかなかご不自由があったというふうに思われます。いろいろ検討をした結果でございますが、舗装だけであるなら町のほうで施工をとという結論に至ったわけでわけですけれども、舗装した後ですと民有地といってもやはり不特定多数の方が通られることとなりますので、それぞれの方が個人の土地を皆さんが通られるということ想定して、そういった観点で関係者の同意を得たものでありまして、舗装の要望の同意という意味じゃなくて、民有地を通らせていただくという意味での同意を取りつけたものでございます。そういった同意をとって施工したものでございますので、それが須成の事例でございます。

一方、議員のおっしゃられる土地改良区の区域内での事案は、従来から道路管理面において側溝ですとか舗装など、道路としての最低限の整備を条件とするという観点がございます、その整備が完了した後に町道のほうに移管をしていただくという姿勢の中で対応をさせていただいてまいりました。

こういったことで、今回の須成での事例と対比をして、改良区の同意があったら町施工でやっていただけるのかということのご質問でございますが、これら2つの中では、それぞれ違った背景がございます、改良区の同意をもとに町が施工者となって道路の整備を行っていくということはすぐにはなり得ないと思っております。

以上です。

#### ○14番 奥田信宏君

ただいまの答弁の中で、私は心配をしておりましたのは、土地改良区のものものの予算が政権がかわりまして6割あるいは5割カットというようなことで、大変土地改良区のものもの事業も進めにくくなって来るだろうと、そうするとそういう中で、これから主体をひょっとしたら町である程度そういうのも施工することを考えていく時期が来ているのではないかという意味も含めての質問でありましたので、これはちょうど今予算の最中でありまして、予算査定の最中でありまして、そういうのも含めて一度お考えをいただければ、これは事例というのは過去の事例をどうのこうのという話ではありませんので、全体が土地改良区これから予算が狭まる中で、いかに住民の方に不便をかけなくてやる方法を一つずつ考えて

いこうという意味で申し上げましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、本町地域と旧市街地の住宅等で建設をされる場合のセットバックについて質問をいたします。

本来は4メートル以上の道路を町道として指定するのが本来ですが、セットバックとは4メートル未満の道路しかない土地は道路の中心線より2メートル下がった部分を道路とみなし建築許可がされます。そこで、町はそのセットバックをされた土地を、それ以後どのように指導をされておりますでしょうか。分譲住宅等の建設をする業者は町の指導どおり側溝、舗装の整備をして町に寄附をされると思われませんが、一般の住民の方は下がって家を建て、その後町に寄附ができる条件が明示された原則はありますでしょうか。基本の部分の申請書類等の形式が整っていない場合は、側溝、舗装をしないと町には寄附採納ができないようなことなんでしょうか。今後のこともあり、整備をする必要性があると思いますが、書類等申請書類がありましたらお教をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業建設部長 水野久夫君

セットバックに関連してでございます。

まず、セットバック用地に対しての町の指導ということでございますが、セットバックをしていただいてでき上がった土地そのものは、所有権はまだ従来の地権者のままでございます。セットバックの趣旨から考えますと、その場所には何も構築物を設置しない、設置することを控えていただかなくてはなりません。それ以外、町からの指導というものは行ってございません。ただ物を建てないでください、工作物を設置しないでくださいという内容でございます。

また、寄附に関する条件等のお尋ねでございますが、寄附をいただく場合は単に土地のみを寄附いただくものでございまして、現地での側溝の整備ですとか舗装、そういったものができ上がっているということを決して条件にしたものではございません。ただ、業者さんが開発をされるような場合がございます。そういった場合に発生するセットバック用地がございますけれども、そういったことについては指導要綱に基づくお願いごととして対応をしている場合がございます。

以上です。

○14番 奥田信宏君

セットバック等をされた後が当然私有地ですので、花壇にされておったりあるいは駐車場の一部にされていたり、せつかくセットバックをしていただいて道路が広がったかなという思いをするのに、結局またわかりにくい状態になっているところが大変多いと思っております。構築物が全部が全部なくなっているとは思いませんし、そこでまずセットバックする場合は、測量等の図面が添付され、建築確認申請がされると思いますが違いますか。

それから、この場合は面積は道路部分にセットバック、要するにセットバックとは道路と

みなすと下がって将来道路に利用してもいいという意味での下がりだと思いますが、道路部分に該当する部分は、例えばセットバック部分ですが、分筆をされて申請をされるものですか。もし分筆が義務づけられ開発の指導要綱等でできるものならば、その部分を現状のまま町に寄附をしていただき、町で整備をするというのも一つの方法だと思いますが、いかがですか。または町が今後道路を通行しやすく整備しておくには、道路拡張等のときに不公平感が少しでもないように、測量分筆後に用地買収をするとの制度にされるのも一つの考え方であると思われませんか。この場合は先に道路部分の測量、分筆を所有者に義務づけることが必要だと思いますが、ちょっと二、三点をセットバックについて細かいことをお聞きをいたしました。よろしくお願いします。

○産業建設部長 水野久夫君

先ほど言いましたように、セットバックをしていただいた部分、工作物の規制をしておりますが、所有権はそのまま従来の地権者に存するものでございます。セットバックの際には、図上で道路後退線を明記していただく必要がございますが、分筆等の必要はございません。分筆が必要になりますのは、そのセットバックしていただいた用地を寄附していただくですとか、あるいはまた町が買い上げるといった、名義変更を伴いますときには分筆が必要となってまいります。

次に、測量ですとか分筆を義務化して、その土地を用地買収して道路拡幅につなげるべきではないかというご提言でありましたが、連続した用地の確保につながれば、狭隘道路の拡幅にとっては有効な手段であると思われませんが、セットバックで確保される用地は必ずしも連続的にすぐ確保できるというものではなく、一つの路線でとらえましても、限られた区間でございます。そういったところから、現状ではセットバックと同時にその都度用地買収をするという方法ではなくて、寄附または地権者名義のまま残しまして、将来の道路用地として確保をし、連続した段階で拡幅整備に着手していくべきであると考えております。

○14番 奥田信宏君

それでは、ちょっとセットバックしたところの買収に近い話をしてみたいと思いますが、都市計画道路があります。その実施計画に入っていないところでセットバックをして建物をつくったような場合に、先行して例えば買収ができないものかどうかはまず一つ、それから今のセットバックの話ですが、道路用地とするということで、もっと不公平感をなくすならば、セットバックをされた土地のその部分を全部買収をすることは不可能だろうか、この場合、実際は件数が年間どれくらいあるものかがまず一つと、それからこれは通告にしてありましたように、20年度、21年度の件数がわかればお教えをしていただきたいと思いますし、そしてもし固定資産税の評価額でセットバックした土地を全部町が買い取った場合は、例えば21年度で金額は総額でどれくらいになるもののでしょうか、お教えをいただきたいと思います。



○産業建設部長 水野久夫君

都計道の計画がされておるところの例でいきますと、例えば先行の用地取得というのは方法としては可能であると思います。ただ先ほど言いましたように、必ずしもそれがすぐに連続するものではございませんので、町が買収して将来的な道路用地として確保することができますが、ピンポイントといいますか、部分的に確保されるだけでございますので、なかなかその全体の拡幅ということにはつながってまいらないと思います。

それと、そういった面では用地先行取得は可能でございますけれども、年間でセットバックの件数が平成20年度でいきますと30件、確認出されたのが150件ぐらいでありますので、その150件ぐらいのうちの30件ぐらいがセットバックの関連するところ。21年度におきましては、同じく160件ぐらいの中で15件ほどの該当がございました。

これらの土地を仮に買収をしたときに幾らかというお尋ねでございますが、面積を測量して出したわけじゃございませんので、あくまで図上で概略の面積で想定をさせていただいております。トータルで21年度分が約160平米ございまして、これもその土地土地によって単価がばらばらでございますので、平均的な単価で掛け合わせてみますと、金額では約550万円弱になるものと思われま。

○14番 奥田信宏君

私も金額は固定資産税評価額ですと、そう、そうというのは大金には違いありませんが、将来の道路行政を考えると、本来はやっぱりひょっとしたら買収をするのも一つの方法かなと思いますが、これは予算が絡むことでありますし、一度これはお考えをいただけたらありがたいと思っております。

それともう一つ、例えば今実施計画に入っていない、例えば温泉通線、役場の前で行きどまりになっていますが、東のほうで例えばセットバック、その部分だけされて買収してくれというような話があった場合には、これは先行買収ができるものかどうか、お考えになられたことがあるかどうかもお聞かせをいただきたいと思っております。

それから次は、今申しましたセットバックの土地の固定資産税はどうなっているかも伺っておきたいと思っております。寄附あるいは用地買収がされないようなら、少なくとも毎年その部分は土木課と税務課が協議をして、固定資産税をかけないのが正しいと思うわけですが、測量の図面が添付をされていなくて大抵はみなしのセットバックの場合が多いと思っておりますので、面積の概算が難しいとは思いますが、免税になっているかどうか。あるいは個人の所有だから当然免税になっていないという答弁があるかもしれませんが、そうなるら構築物なんかを置いていもいかんというような指導は非常にできにくいと思っておりますが、そこら辺はいかがでしようか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○産業建設部長 水野久夫君

先行買収の件につきましては、先ほどもお答えしましたように、手法としては可能である

と思っております。

それから、セットバックをされた用地の税の扱いについてでございますが、従来どおり課税された場合もございますし、税務課のほうに非課税とする旨の書類を提出して非課税で対応する場合もございます。議員が言われますように、免税をすることによって道路としての指導もでき、また建築物等の工作物を建てないようにという、そういった規制がより強く訴えられるのではないかとこの考えもでございますが、セットバック用地での工作物の設置が規制されておりますけれども、使用については制限がされておられません。使用の形態にもよりますけれども、個人地ですので全く自由に使用をしていただくことはできます。個人の税に関する感覚もさまざまでございますが、町としても部分的に形成されたセットバックの用地を即道路とみなして免税するという考えまでには至っておりません。セットバックででき上がった区間の実情を確認して、ケース・バイ・ケースと申しますか、その一つずつの事例に沿った形で対応をさせていただいておるのが現状でございますが、狭隘道路を広げるというそういった拡幅の手だてとしては今後もあわせて検討をさせていただきたいと考えております。

○14番 奥田信宏君

固定資産税の話をちょっとお聞きをしておきたいと思えます。それは例えば申請が、例えばセットバックで確認申請が出てくるとこれはこの土地は例えば合議をして税務課のほうと相談をしようとか、あるいはこれはこのままかけていこうとか、そういう判断を一つずつされるということですかね。

○産業建設部長 水野久夫君

先ほど言いましたように、セットバックで確保された用地は長い路線の中の例えば中心部分でごく一部である場合に、果たしてそこでセットバックしていただいたできた用地が、即道路の用地としてとらえられるかどうか、それは連檐してでき上がってくれば、ああ、皆さん通っていただくにもそれなりの用地が確保できた、町としてはすぐに道路の整備ができないものの、少なくとも通っていただく分については従来よりも広い状態、便利な状態を通っていただけるといふものにつきましては、うちのほうとしても道路としての確認と申しますか、形態ができ上がっているということで非課税等の手続をしますが、本当にピンポイントで一部だけが広がっているというようになりますと、それをとらえてすぐに道路としてこれは非課税にさせていただくべきだというような判断はとれないということがございますので、ケース・バイ・ケースというような言葉で申しましたけれども、場合によってそれぞれの事案によって検討をさせていただいておるといふことでございます。

○14番 奥田信宏君

そうしたら、例えばこれは非課税にしますという判断は、結局地主さんのほうにこれは伝えて非課税にしますよ、そのかわり道路として使わせてくださいというふうなお知らせをし

てみえるかどうか、これはお聞きをしておいて、一緒に答えていただければ次の質問に移ります。

次に、開発を受けた行きどまりの道路について質問いたします。30年以上前から県の指定を受けた民間の名義になっている土地は、蟹江町においては寄附を受けておりません、行きどまり道路として。他の海部津島地区の市町村の対応はどうなっておりますでしょうか。私の知る限りでは、津島市、愛西市、あま市、弥富市等は条件つきではあるもの、寄附を受け市の所有になっていると思っておりますが、お教えをください。蟹江町内のそのような土地も当然以前に県の開発許可を受けておりますので、4メートル以上の道路となり側溝も整備をされております。ところが、時間の経過とともに傷んでまいっております。この道路が修繕をする必要が出た場合は、開発業者あるいは何人かの道路の共有者が負担をして修繕をすることになるのですか。また、開発業者が会社そのものがなくなっていたらどういうふうになるのでしょうか、その道路を利用する人が自分の名義にない道路の整備費用を負担することになるのでしょうか。利用者負担になるということだと将来に不安が残ると思われませんが、改正する必要があるのではないのでしょうか。街路灯などは先行して町内会で維持をされているところがありますが、根本的な解決は、町がある程度町道としてできる限り寄附を受けるべきだと思いますがいかがでしょうか。できないという場合はどんな理由でできないのかも聞かせをいただきたいと思っております。

○産業建設部長 水野久夫君

まず、非課税についてのご本人さんのほうに伝えるかどうかということですが、税務課のほうと協議をする中では、だれだれさんのどここの土地というような形を書いて税務のほうと協議をしておりますので、当然その個人の方へのお伝えもしております。

それから、次の行きどまり道路の実態、まず近隣での実態のお尋ねでございますが、これは市町によってばらつきはございますが、総じて申しますと、寄附を受けないという姿勢が見受けられます。実際の実例でございます。どんな場合でも受けないとしておりますのが津島市と飛島村、それから条件つきで受けるとしておりますのが愛西、弥富、あまの3市、それからこの場合条件つきの条件といいますのは、行きどまり状態であることを避けるための転回路、Uターンのできる場所、そういったものの用地がその中に備わっておることということでございます。それから一番条件の緩いのが大治町でございます、ここは道路幅員が6メートル以上で、しかも入り口部分に3メートルの隅切りがあること。ただしこの場合も道路としてでき上がる延長が35メートル以上の場合は、転回路もしくはターンバックのできる用地を備えておることということになっております。

それから、こういった道路の維持管理について、個人で負担をするのは負担増になるのではないかということですが、実情は道路を持っていただいております共有者、個人の場合もございまして、そこを開発された会社の名義になっている場合もございまして、そ

こちらの方で維持管理をしていただくということになります。こういった道路は、沿線、その周りに住まわれる方の関係者の名義であったり開発業者の名義であったりするわけですが、原則として維持管理について、町が対応するということはしておりません。個人それぞれに係る負担を軽減するという考え方を重視すれば、議員が言われますように町として寄附を受けるといふ姿勢も必要かと思われませんが、移管後、町にかかってくる町が負担する費用もふえてまいります。どちらを優先して考えるかというのが非常に難しいところでございますが、単純に考えれば現状のままで寄附を受けないという姿勢は、移管後のそういった費用負担増を考えて、今の状況で進めさせていただいております。

○14番 奥田信宏君

私の知っている事例を1つ挙げますと、行きどまり道路の中で住宅が競売にかかった例がありまして、道路部分も一緒に競売をされました。それで落とした人が、その部分の通行を許可をさせないというような話とその共用者、ほかの方のところにあたりした事例も知っておりますので、できたらそういうのを避けるためにも、少しずつこれは町のほうで考えていただきたいと思っておりますし、特にまず一歩目というのは、海部津島管内でできたらこれは広域行政圏とか、今消防もこれから広域でやるとかいろんな話になっているときに、隣の市町と同じような条件でやっぱりこういうのは道路管理と合わせていただく必要があるのではないかと思います、これはぜひともご検討いただきたいと思っております。

何点かの道路に関する質問をいたしました。道路は生活基盤の基礎であり、その整備は地方自治体の大切な任務であります。この蟹江町にこれから住みたいと思ってみえる方、あるいは長く居住されてみえる方もこの町に住んでよかった、そんな思いにこたえていただくように、よりよい改善をお願いをいたしまして、1問目の質問を終わります。

○議長 伊藤正昇君

以上で奥田信宏君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「「公務員」でも不安定」を許可いたします。

○14番 奥田信宏君

それでは引き続き、2問目「「公務員」でも不安定」というタイトルをつけましたので、皆さんにちょっと何だこれはというような話をされましたが、これは去る9月3日の日の中日新聞の記事からの見出しであります。私は本来ですと、公務員でも格差とのテーマにしようと思ったんですが、中日新聞の見出しをそのままお借りをいたしました。

この新聞には、愛知県西部の臨時や非常勤の職員の官製ワーキングプアの悲哀ということに掲載をされておりました。清掃部門に在籍する45歳の男性の方が、昨年の夏のボーナスシーズンに浴びせられた一言が忘れられないと載っておりました。「公務員はたくさんボーナスもらえていいよな」だが男性は日給1万円、1年契約で働く臨時職員でボーナスにも縁がない、あるいは休みが多いと頭を悩ませるとありました。そして全日本自治団体労働組合の

全自治体のアンケートの回答では、時間当たり1,000円以下が43.8%、契約期間が1年以下がほとんどであるわけでありますが、勤続勤務1年以上が60.3%、3割近くは常勤職員と同じで昇給制度がその中であるのは1割にも満たない。低賃金で常勤の官製ワーキングプアの悲哀が伝わりにくいとありました。

そこで、蟹江町を考えてみました。最近、そういえば臨時職員の方の人数が多くなったなどの認識はありました。漠然と行政改革を実行せよとあるいは公務員の数が多過ぎるとの議論の中で、また地方分権の名のもとに仕事量がふえても正職員の補充ができないのが原因かなと考えておりました。一度、蟹江町も調べてみたいと思い、資料を出していただきました。特に単純派遣労働の禁止等の流れの中でもあり、そのあり方も含め、また若年層の働く場所提供はこれからの蟹江町の将来にも必要なことであると思ひ、この質問をいたしました。臨時職員の人数、賃金等はこちらでは大変調査が難しく、総務課長さんをお願いをいたしました。

最初に、この17年度から21年度の5年間で正職員は304名から289名と15人減となっておりますが、臨時職員は199名から245名と46名ふえております。約31名が増と成っております。約というのはカウントが難しい保育所の産休の人も入っているせいです。人件費の総額は21億1,639万1,879円から20億1,319万8,262円と1億319万3,617円の減となっております。これは国が地方分権、地方に権限をとのかけ声で、仕事は地方にどんどん押しつけ仕事量だけがふえており、その中で臨時職員に頼らなければならないのを如実にあらわしておると考えました。

先ほどの新聞の中ではとても食べていけないとの記事でした。そこで蟹江町の臨時職員の給与はと、全体の総額を人数で割ってみました。21年度は245名で総額2億7,881万8,854円でした。これを245名の人数で割ると1人当たり年間113万8,036円となります。月に10万円にもなっておりません。正職員は17億3,437万9,408円で1人当たり600万1,312円でした。臨時職員は正職員の約15%の給与でありました。

そこでまず、この数字では生活するのが困難ではないかと思ったわけではありますが、兼職禁止が臨時職員にもかかると思われますが、いかがでしょうか。またウィキリークスではありませんが、知り得た情報の守秘義務はどうなっているかをお尋ねをいたします。そして現在の臨時職員の賃金の日給の最低及び最高の金額をお教えをください。そして契約期間はどのようになっているのかもあわせてお教えをください。この中でも有資格者が就業をされる保育園の賃金の最高最低もお教えをいただきたいと思ひます。

○総務課長 江上文啓君

何点かご質問いただいたと思ひますので、順次お答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、臨時職員にも兼職禁止はあるのかという趣旨のご質問と思ひられます。町で雇用している臨時職員につきましては、労働基準法に基づく日々雇入れ職員

に当たり、地方公務員法第35条（職務に専念する義務）や同38条の（営利企業等の従事制限）等兼職禁止の適用はありませんが、その職務に影響がでそうな深夜労働や性風俗等のような、地方公共団体に勤務する職員として好ましくない業務については、雇用時の面接等においてお伝えしてございます。今後については、雇用契約書に兼職する場合には事前に届ける等の文言を入れたいと思っております。

次に、知り得た情報の守秘義務はあるのかという趣旨のご質問と思われませんが、地方公務員法第34条（秘密を守る義務）の適用はございませんが、雇用契約書の中でも「業務上知り得た秘密（各種情報等）を漏らしてはならない。また、契約を終えた後も同様とする。」という文言が入っておりますので、秘密は厳正に守られていると考えております。もし、秘密を漏らしたことにより、町が損害をこうむったような場合におきましては、損害賠償請求等で対処する所存でございます。

次に、臨時職員の日給賃金の最低と最高の金額を教えてくださいという趣旨の質問と思われませんが、町の臨時職員には日給制はございませんので、時間給で申し上げますと最低が810円でございます。1日を8時間で計算いたしますと6,480円になるかと思っております。最高が時間給1,000円、1日を8時間で計算いたしますと8,000円となります。ちなみに時給810円の方におかれましては、用務員等の単純労務職でございます。また、時給1,000円の方におかれましては、保育士等で経験年数3年以上の方を適用しております。

次の質問でございます。雇用契約期間についてという趣旨の質問と思われませんが、雇用契約期間については、雇用契約書の中で最高2カ月としています。ただし契約更新については特に明記はいたしておりません。

次の質問でございます。有資格者が就業する保育所賃金の最低と最高の金額を教えてくださいという趣旨の質問と思われませんが、最低は時給820円、1日を8時間で計算いたしますと6,560円、最高が時給1,000円、1日を8時間で計算いたしますと8,000円になるかと思っております。ただし、時給820円につきましては、学生等で有資格者ではございませんので、また、時給1,000円の方につきましては、先ほど申し上げましたように、経験3年以上等の保育士を想定したものでございます。

以上でございます。

○14番 奥田信宏君

やはりこの数字をお聞きをいたしますと、臨時職員の給与の安いのがわかります。同じ仕事をしていてそこでワークシェアリングの観点からすると、正職員の給与から削減できそうなのが残業手当であります。昨年の決算でも監査委員さんより、削減に努めてもらいたいの指摘もされておりました。そこで、昨年の残業を書き出してみますと、消防の時間外手当等は勤務時間の特殊性及び休みなくローテーションをする必要性から減額は難しい、あるいはまた、申告時期の税務課のように時間外もやむを得ないとなると、もし本当に残業をなく

し得たとしてもやっぱり半額近くの1,500万円以下となるのかなという試算をいたしました  
が、これは所見をお聞かせをいただきたいと思います。

この金額が満額、臨時職員さんの人件費になったとしても、例えば年間約6万円程度で、  
抜本的には改正にはほど遠いと思いました。いかがか、感想もお聞かせをいただけたらと思  
います。

○総務課長 江上文啓君

ただいまご質問いただきましたものは、時間外手当の所見と思われまので、議員がおつ  
しゃられますように、勤務体制が特異な消防署員や短期間に職務が集中する税務課等におい  
て、時間外労働を削減することには限界があると思われまますが、それでも税務課等におい  
ても週休日等の振りかえにより時間外手当を削減する努力はしております。今後は、より一層  
時間外手当を削減するよう最大限努力したいと思われまので、なお、時間外の試算につきま  
しては、おおむね議員がお見込みのとおりと思われまます。

以上です。

○14番 奥田信宏君

そこで、以前から事務方のトップの副町長さんと議論をしておりましたが、例えば初任給  
を思い切って減額をしたらどうか。及び若い人の勤務先が今大変就職難ということで、就職  
先がないということですので、採用年数も今現在は新規の採用27歳の上限をつくってみえる  
と思ったんですが、これを例えば30歳あるいはもっと年齢の上の人まで幅を広げ採用をし、  
初任給を下げたらどうかと思われまますが、いかがでしょうか。

また、この議論の中で本来給与が高いのは、年齢の上の人を総務省は言っているとの話も  
お聞きをいたしておりましたが、それならば例えばこれから採用する人の昇給のスピードを  
緩やかにして、そうすると10年とか長い年数をかければかなりのお金が浮いてくるような気  
がいたしまますが、いかがでしょうか。

○総務課長 江上文啓君

初任給の格付を下げたらどうかという趣旨の質問と思われまますが、確かに初任給の格付を  
下げれば順次職員給の総額を削減することはできると思われまますが、現在の初任給は学歴別  
の国家公務員に準じたものであり、そのほとんどの地方公共団体において採用されているも  
のでございます。本町だけが下げることになれば、職員の応募に大きく影響するとも思われ  
ます。また、採用年齢の幅を広げることも応募者に大きく影響をいたしまますが、年齢制限に  
ついては一般職や消防職のような将来幹部候補生を想定した採用においては、27歳ぐらいが  
限界と考えていますが、今後年齢制限については他の自治体等を参考に検討していきたいと  
考えております。

次に、昇給のスピードを緩やかにできないかという趣旨の質問と思われまますが、昇給につ  
いても給料表を国家公務員に準じて作成いたしておられますので、昇給の運用だけを独自に行

うためには、独自の給料表等を作成する必要が生じ、本町のような小さな自治体においてはなかなか難しいものと考えております。ちなみに愛知県下で独自の給料表を作成しているのは名古屋市のみと思っております。

以上でございます。

○14番 奥田信宏君

これは前から副町長さんと議論をしております。また後でご答弁をいただきたいと思いますが、またほかの市では窓口業務を課長さん等、指示する人以外は全部臨時職員あるいは業務請負のような対応をとるところもあらわれておるようであります。全体のモチベーションを下げることなく、働きやすい環境を整えるのが職員の約46%を臨時職員の実態からする蟹江町にとっては大変大事な課題であると思われませんが、副町長さんの感想をお聞かせをください。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、臨時職員の問題について質問をいただきました。

まず、先ほどの初任給の引き下げにつきましては、担当課長が申したとおりなかなか今の状況では非常に難しいということでございます。国の人勧の勧告もどっちかというとな数の高いほうを給料を薄く、若いほうには厚いという方針もございますので、それを踏まえますと実質はなかなか難しいと考えております。

それと臨時職員の関係でございますが、現状の臨時職員の状況でございます。まず現状の臨時職員の大半、これは給食センターの調理員さんや、それから施設の管理等の職種でございます。一般の事務職、これは正規職員のサポートをする補助的な職員さんは、臨時職員の約1割程度となっておりますので、現在では必要部署に応じまして必要な臨時職員を雇用していると私は認識しているところでございます。

先ほどありました国・県の権限移譲、さまざまな住民サービスの多様化、これによって非常に職員への期待と責任がますます重くなっていると思っております。一方、人件費抑制などで職員数がぐんぐん減り続けておるのも現状でございます。私も議員同様、本当に限られた人件費の中で住民サービスを低下させないように、全体の職員のモチベーションを高めながら環境を保持していくのは非常に難しいことではあります。努力をしなければいけないと思っております。

まず、そのためには再度事務事業の見直しを一度やらなきゃいかんと思っております。それも事業仕分けの手法を取り入れた事務事業の見直しをやりまして、まず各課で行われている今の事業、この内容を再度精査して二、三年後にも保険制度の改正等も予想されますので、今後ふえるであろう事務を想定しながら的確に人員を配置して、限られた職員をさらに有効に機能するように努めたいと思っております。それにあわせて臨時職員の活用も考えていきたいと思っております。



以上でございます。

○14番 奥田信宏君

最初にお示ししました中日新聞では、日給1万円で働く1年契約の臨時職員とありましたが、町の実態はかなり違い、もっと安い賃金で全体を下げているのかなというふうな実感を持ちました。

そこで、この問題に10年以上前から取り組みをしてみえる高浜市に先日お邪魔をいたしてまいりました。高浜市は高浜総合サービス株式会社を平成7年に立ち上げ、市の業務の一部を業務請負ということで、いわゆる臨時職員ではなく総合サービスの正社員あるいは総合サービスの臨時社員として市とは別に経営をされ、業務の請負をされておられます。もともとこの制度は、前市長さんが行政改革の中の人件費の増大に対応したいとの発想で、地元の高浜のライオンズクラブのメンバーに無報酬で役員を受けてもらい、逆に同じ仕事でも社員としての対応ならば対処がしやすいとの発想だったようであります。そして、臨時職員という立場じゃなく、また派遣とならないように必ず業務請負として1カ所の例えば住民課なら、そこに複数の人で業務請負をし、責任者を必ず1名を出し、これは正社員の方ですが、1名を出して総合サービスの正社員をそこには充ててみえるようであります。また、総合サービスの正社員あるいは臨時社員は、一目でわかるように制服で仕事に従事を義務づけてみえるようであります。正社員の方の給与もお聞きをいたしました。そこは月給制で約14万円からだそうです。昇給も年に少しずつですがあるそうです。この制度は臨時職員ではなく何年も同じ仕事でも業務請負ですので、何ら支障もなくまた昇給もその会社の規則でできるので、現在は非常に使い勝手がいいというお話でありました。また兼職禁止も臨時職員も含めて会社は一切していないということでありました。将来にはその人件費を出すために利益を生む仕事をもっと探さなければ、これは昇給が絡むということですので、探さなければならぬということはおっしゃって見えましたが、現在でも例えば自販機の全部設置ですとか、いろんな他業種もやってみえました。

そこで、蟹江町でもそのような方法をとったほうが、例えば派遣とかそういうことでなしに臨時職員で対応するのでなく、社員で業務請負という格好をとったほうが本当はいいのかなと思いましたが、臨時職員の制度で改善の方法がとれるのかどうかもあわせてお尋ねをいたしたいと思います。

○副町長 河瀬広幸君

それでは今、高浜市の例をとってご質問がございました。高浜市の高浜総合サービス株式会社という名前がついておるそうでございます。議員からちょうだいいたしました資料を拝見させていただきました。確かにこの説明のとおり、これは高浜市が100%出資をいたしまして、業務の請負会社として設置をされたようでございます。この経営理念がございまして、ちょっと読んでみますと、高浜市及び公共的団体のサポーターとして地域社会の発展と

市民福祉の向上を目的に事業展開を図ると、こういうふうに書いてございます。また、経営方針の一つといたしまして、時代をとらえた事業の展開、それから2つ目、これはちょっとおもしろいんですけども、行政と市民のすき間に入った事業の展開、多彩な人材の確保育成により、質の高いサービスの提供などがうたわれております。役員構成につきましては、高浜市から2名と、あとは市内の企業社長が9名ほどおられまして、その構成は成っておりますようでございます。

なお、報酬につきましては無報酬ということを知っております。

それと、年間の実績の状況を見ますと、売り上げとしては約6億4,000万円ほどあるように聞いておられて、その業務内容につきましては公共施設の管理サービス、それから市役所の窓口サービス、それから事務の支援サービス事業など、多岐にわたり受託しているようでございます。確かにユニークな組織のやり方だなどと思っておりますので、ぜひ今度検討したいと思います。もちろん委託料などの町が出資、もしやるとすれば委託を出す費用等の費用対効果もありますので、臨時職員の賃金、それからこの委託へ出すお金、その辺の費用対効果を踏まえながら再度詳しく調査研究したいと考えております。

それと最後ですが、制度改善に何かあるかということでございますが、現在のところでは特にございません。先ほどお答えしたとおり、再度事務事業を見直したいとしまして適切な人員配置を行いまして、それとあわせて臨時職員の活用を図っていききたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○14番 奥田信宏君

ありがとうございました。

今の高浜のような制度をつくりますと、例えば臨時職員でなしに臨時社員ですと、ボーナスも出せます。そういうことも金額はどうかのこのことじゃなしに、働くモチベーション、同じ職場で働くモチベーションを高い位置で維持しようと思うと、多分そういうことも考えながら運用をしていただけたら、大変これはありがたいと思っております。蟹江町民の暮らしやすい町、町民のため努力をしてもらえる、そんな職員あるいはそんな協調の町、協働参画の町というのをつくるためにも、やはりいろんな方策を考えて、蟹江町の職員の方の全体的なモチベーションを上げていただくように積極的に取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 伊藤正昇君

以上で奥田信宏君の質問を終わります。

質問9番 林英子君の1問目「小・中学生が楽しく学び成長できる環境を」を許可いたします。

質問席へおつきください。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

議長のお許しが出ましたので、一般質問を行います。

日本共産党は、先日2日間にわたりまして5つの小学校と2つの中学校へ、10項目にわたる内容についてお聞きしてまいりました。お忙しい先生方でしたけれども、親切な対応をしてくださって心から感謝しております。お礼申し上げます。

まず1番目ですが、教育の現状と子供を取り巻く環境についてであります。

校内暴力、不登校、発達障害、いじめ、学級崩壊について、5年前と比べて蟹江町ではどのように変化しているとお思いですか、まず初めにお聞きいたします。新聞やテレビの放送などで小学生や中学生がいじめに遭い、自殺の報道を聞くたびに本当に胸が痛みます。何か気がつかなかったかなと思います。先ほど言いました5つの問題について蟹江町の実態をお話ししてくだされれば幸いです、お聞きします。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。

教育の現状と子供を取り巻く環境ということで、校内暴力を初めとして5つの観点についてご質問いただきました。一つ一つ5年前というようなことでありますが、比較をしながらどのように変化してきているか、お答えをしたいというふうに思います。

まず、校内暴力についてであります。5年前の平成18年度は20件ほど発生しておりましたが、徐々に減りまして、今年度は5件というふうになってきております。各学校では暴力事件が起きた場合は、問題行動の原因をはっきりとさせ児童・生徒に対して指導をしております。また、必要な場合は家庭にも連絡をして、学校と家庭が協力して再発防止に努めております。その結果が少しではありますがあらわれてきているかなというふうにとらえております。

次に、不登校についてであります。5年前の平成18年度から本年度まで40人前後で推移をしております。これは余り変化はありません。現在22年度のこの11月末現在であります。小学校では不登校の児童数が7人、中学校が32人ということであります。適応指導教室「あいりす」の利用も含めて、これについては今後もこの不登校問題について取り組んでいきたいと思っております。

次に、発達障害についてであります。実はこれは調査によつてのデータがないのでありますけれども、各学校からその様子をお聞きしておりますと増加しているということは把握をしております。現在発達障害として――医師の診断ですが――されている数は小学生が50名、中学生が9名ということであります。

次に、いじめについてであります。いじめについては5年前18年度は10件発生をしておりました。徐々に減少はこれはしてきており、本年度は2件の報告を受けております。その

うち1件、これは2つとも小学校であります、1件は解消をしております。1件については今継続支援中というところで報告を受けております。

最後に、学級崩壊についてであります、この定義、昨日の質問にもあったわけですが、生徒が教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しない学級の状態が一定以上継続し、学級担任による通常の方法では問題解決ができない状態に至っている場合というようなことで文科省が定義を決めております。そういうような面から考えますと、現在までのところ学級崩壊として考えられる学級はございません。

以上であります。

○6番 林 英子君

私たちがずっと聞いてまいりました中で、多少数字の違いはあらわれております。それに近いこともあります、一番問題にしたいのは発達障害の子供さんが大きな問題だというふうに思います。当町では特別学級を持っていない学校があります。そして、なぜ地域で通うのに、近くでそういう子を預かってほしいという方が多いのにできていない理由、その発達障害の子供さんたち、今聞いてみましても小学校で50人、中学校で9人ありますが、そういう学級をつくっている蟹江中学校などはそういう子たちをたくさん指導していらっしゃるんですが、須西小学校では行われていませんが、人数によることか先生によることか、そういう部屋がないということで行っていないか。じゃ地域にあった場合、この子たちはどうすればいいというふうにお考えになっていらっしゃるのか、お答え願います。

○教育長 石垣武雄君

今のご質問については特別支援学級というふうにとらえてよろしいですか。

○6番 林 英子君

はい、いいですよ。

○教育長 石垣武雄君

確かに現在、蟹江町には特別支援学級が須西小学校と舟入小学校はございませんで、現に舟入のお子さんは蟹江小学校のほうへ行っていますし、須西小学校の場合も行かれたということも聞いていますし、現在は須西小学校で授業を受けていますが、発達障害的な要素もあるというようなことで、蟹江小学校の通級指導教室、そのオアシスというんですか、そこへ毎日は難しいんですけども、親さんと一緒にそういう相談というか、受けておりますが、先ほどお話をしたんですけども、須西小学校は以前特別支援学級がありました。そういう該当のお子さんがゼロになった時点で学級が廃止になったというようなことであります。復帰する場合に、これは県のほうとのかかわりもあるんですけども、1人がそういうようなお子さんがあるということで1学級を増設するということが認められていないんです。ですので、どうしても蟹江町内でそういうお1人の場合は隣の小学校あるいは中学校でお願いをするというのが、これは海部地区ばかりじゃなくて、県内がそのような状況になっておりま

す。

それで、またこれが新設となってきますと、そういうお子さんがお1人じゃなくて2人、3人あった場合にまた改めて申請をして認められていくということで、また須西小学校がもしそのような状況になってくれば、学校の様子もお聞きしながら校長先生からそういう書類をいただきながら県のほうへ新設、新設とっておかしいですけども、昔あったんですけども、またつくっていくというようなところの状況であります。

以上です。

○6番 林 英子君

じゃ、この問題についてはやはり2人以上になった場合に、直ちにそういう教室をつくっていくというふうに努力をしていただきたいというふうに思いますし、先生方もそのようにおっしゃって見えました。

じゃ、この不登校の実態もありますけれども、これ今「あいりす」さんのほうにお世話になっていらっしゃる方が多いというふうに思いますが、ちょっと「あいりす」さんのほうとのかみ合いが悪いんですが、また私もお聞きして内容について勉強していきたいというふうに思います。

じゃ次に、文部科学省の学級規模の引き下げを求める提言と県独自の施策で30人学級の早期実現を求め、文部科学省も2011年度から8年間で公立小学校の1学級の児童、それから生徒数の上限を現行の40人から30人から35人に引き下げる計画案を決定いたしました。中学校では2014年度から毎年1学年ずつ35人学級としていきます。小・中学校の学年すべてを35人学級とした後、2017年度から2018年度で小学校1・2年生を30人学級にしますというふうです。蟹江町では幸いなことに、今1・2年生は30人学級にされているというふうに承知しております。学習の面から見れば、40人やそれに近い学級では落ちこぼしが生まれやすくなります。学級規模が小さくなれば子供一人一人の学習のつまずきを丁寧に指導することができ、一人一人の授業中の発言の機会も多くなり、子供たちが生き生きしてくるといわれているのはご存じのことと思います。

また、この計画とは別に、2011年度から新学習指導要領が全面実施されまして、授業が増加することなどに対応するために、2014年度から教職員をふやす計画も文部科学省のほうでは示されております。当町では少人数学級と教室の問題、教職員の確保など、どのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。今私がお聞きした問題については文部科学省のほうも発表し新聞報道にもされ、本当にいいことだなというふうに喜んでおりました。ところがきょうは16日ですが、13日の新聞報道で、この問題は文部科学省のほう、今の政権担当であります民主党さんのほうは延期するというふうに13日の新聞報道で発表しました。私は非常にかっかりしましたけれども、延期でありますので、蟹江町でもこの問題はしっかりとらえてやっていただきたい。職員をふやすということは雇用問題にもかかわる問題で

す。ぜひそういう問題でこの蟹江、小学校、中学校の中ではこの問題をとらえて、どのように変化するか、お聞きしたいというふうに思います。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。

最後に議員がおっしゃられたように、私もちょっときのうニュースを出したわけですが、35人学級見送りへ、人件費抑制を優先と、これヤフーとかほかの新聞のほうのニュースもありました。よく見ると民主党はさきの参院選公約でということを書いてありますが、文科省がそういう計画を立てた。しかしながら、人件費の問題だろうということで、このきめ細かい教育指導につながる、そういう8年間に及ぶ文科省の計画が少し見送りということで、私も大変残念に思っているところではありますが、見送りということですので、将来、近い将来そういうことがまた復活してということでもあります。

そう考えますと、先ほど議員の質問にありました、じゃ蟹江町はどういうような対応をしていったらいいかということが事前にやはり必要であろうというふうに思いますので、最初のご質問をいただきました教室等についてお話をしたいというふうに思います。

まずその前に、この少人数学級というんですか、人数が現在の40人学級から35人に引き下げ、さらにその延長に30人学級ということは、やはり学習指導とか生徒指導面においてきめ細かな指導ができる。個にあった、ある程度見届けていけるというようなところで、私も大変すばらしいことだというふうに思っていますので、ぜひ願っております。

それに伴って、蟹江町においては教室の問題ではありますが、愛知県は既に小学校1年生と2年生は35人学級であります。これを実施しております。ですので、普通でいきますと79人ですと2クラスです。これが35人学級にする場合に愛知県の場合は、例えば1クラスと考えると40人だと1クラスです、新1年生が。でも今2クラスでやっているというのは、要するに40人で基準は1クラスであるけれども、37人だったら2つに分けましょうということをやっているわけですが、そういう場合に愛知県は既にもう1年生と2年生はそういう35人学級を実施しておりますので、今の段階はすべての学校、教室があります。それで24年度以降、順次それが35人学級が順番に上がっていきますので、そうしますと28年度が最終になるわけです。その学級数をちょっと22年度と比較してみました。

蟹江小学校は6学級の増、舟入小学校と須西小学校は増減がありません。新蟹江小学校は1学級の減、学戸小学校は1学級の増と、中学校は2校とも増減ありません、今の段階で。そうしますと、蟹江小学校と学戸小学校、特に蟹江小学校でありますけれども、それで実際に調べてみますと蟹江小学校さん、学年集会室というのが北館のほうにございます。そういうような集会室とか現在ある会議室、児童会室も含めてそういうところを普通教室にかえていくと、それで新しく校舎をつくって対応しなくてはならないというふうではありません。ですので、28年度まで順調にもしいったとしても、蟹江町におきましては不足する教室はご

ございませんので、ちょっと変更するために少しの修繕というのはありますけれども、そういうことであります。

それから、教職員の確保についてであります。これは文部科学省が定めております教職員定数というのがございまして、それを受けて県が採用するということです。ですので、今蟹江町にお見えであります先生方は県費負担教職員という名前で呼んでおりますので、これについて必要な先生の数については県が採用していただけるということになります。

先ほども最初にお話をしましたように、早急な実現をと私も思っておったんですが、少しそういう状況で先延ばしといったらおかしいですが、来年あるいは再来年以降になるのかなと思っておりますが、気持ちとしては早目にやっていただけたらと思っております。

以上です。

○6番 林 英子君

ありがとうございます。

教育を受ける権利の主体であることが、本当に一人一人を大切にされる教育、行き届いた教育ということが根本にあるというふうに思いますし、私たちは国や自治体の責任はそういう問題でいえば少人数学級や教職員の問題など、行政として考えていかなければならない問題だというふうに思います。そこで、教職員の病欠が非常に多いというふうに言われています。特にうつ病で先生が一番入院者が多いというふうに報道されております。それは長時間労働の改善だというふうに思います。蟹江町では現在、先生たちのそういううつ病で入院していらっしゃるのか、そして長時間の改善などを考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

精神的な負担を感じて休んでみえるという先生につきましては、今私が把握しているのは1名でございます。もちろん心に負担を感じながら勤務して頑張ってみえるという方もありますけれども、それで、今時間が長時間に及ぶということで、皆さん方も学校を見ていただくと夜遅くまで電気ついているなど、そんなようなところでもありますけれども、ある程度時間が来たら管理職も職員に声かけをして帰るようなことを行っているわけですが、実際にことしの4月からこれは県のほうが1つ方向を出しまして、蟹江町におきましても6月から先生方の朝登校して、そしてその時間と帰る時間を記入しましょうと。つまりまず自己管理でいきましょう。それを毎月校長さんに提出してどうだと、そういうことで、これはいわゆる50時間とか100時間に及ぶとか、そしてそれが教職員の負担になって、そしてそれはもし50時間、100時間を超えるようであれば、校長先生がその先生にどうだと、あるいはお医者さんにちょっと行くとか、体調はどうかという声かけをします。それで、実際に本当の勤務時間は8時間でありまして、今7時間45分です、ごめんなさい。

そして、校長が時間外勤務を命ずることができるのは修学旅行とか学校行事とか、そうい

う場合に限られていまして、ですから、その後については先生方のお気持ちもありますが、そういうふうに頑張ってくださいということなのですが、でもそれについても例えば朝7時半に来ました。そして帰りが大体8時だとすると、大体2時間ずつ学校でそういうお仕事をされていると。単純に考えまして2時間ですと25だから50時間になりますが、いや、それ以上もやっていると、土曜日、日曜日もということがありますと、やはり50時間を超え100時間に近くなってきますので、そういうあたり本人さんについてもお気持ちで頑張ってくださいということでありたいことではありますが、でも健康を損ねては何もありません。ですので、管理職もそういうようなことを、私もそういうふうに毎月のデータをこの前もいただきましたんですが、そうすると多い方についてはどうですかと校長先生にお話をしながら声かけをして、あるいはそれが仕事の合理化も含めたり、あるいはその先生にひょっとして仕事が偏りがあるんじゃないかとか、そんなようなことも反省をしながら学校運営をされているというようなことになっておりますけれども。

以上です。

○6番 林 英子君

わかりました。

次に、来年度から小学校の5年生、6年生の子供さんたちが外国語事業が必須化されますが、どのように対応されるのか、お聞きいたします。

○教育長 石垣武雄君

外国語の授業が5年生、6年生、週1時間実施ということではありますが、外国語活動というのはまずねらいをお話をしますと、音声を中心に外国語になれ親しみ、言語、文化について体験的に理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を培うことを目的として行うということでもあります。実際に町内の各小学校におきましては、来年度からの本格実施に向けてまして、もう今既に本年度もそうですが、年間35時間の指導をしている学校、そしてまた20時間程度でそういうようなところを行っている学校と。だから20時間の学校と30時間、35時間というところでもあります。これ移行措置といいまして実際はもう来年度からすべての学校が35時間行われます。

それで実は、これもまた文科省のお話をさせていただきますと、この小学校に導入される外国語活動というのは学級担任が中心となって行うということになっております。そのため、実は各学校では新蟹江小学校が少し先行してそういうことを研究というか研修に取り組んでいただきましたが、校内でそういう外国語活動について研究授業をしてどのようにしていったらいいかと、そんなような研修に取り組んでおります。

それから、この前お話聞きましたらちょうど単語の発音とか、私も余り単語の発音は難しい、日本語的、片仮名的になってしましますが、電子黒板、ああいうのを使いながら、うまいぐあいにそういう外国人の発音を使えないかということで、各学校も本年度研究を今やっ



ておりまして、来年度からなっていくと。また、教育委員会としまして、これ以前からありましたですが、ALT特に中学校に派遣をしておりましたが、これは昨年度からですが、昨年、1年前かな、小学校だけに1名、ALTの予算を認めていただきまして、そして各小学校に実際すべての外国語の時間には難しいんですが、できるだけ担任の先生がやる場合と、それからその英語の外国人の方とペアを組んでやる場合と、そんなようなところでちょっと充実をさせていただいているというところでもあります。

○6番 林 英子君

わかりました。

次に、学校の設備についてお伺いをいたします。エアコンの設置についてどの学校も教室の温度の調査はしておみえになりませんでした。でも平均は35度はことはあったのではないかと、そのようにお聞きしてまいりました。特別教室にはエアコンがついております。特に問題は、前にも質問がここでありましたが蟹江中学校の体育館の温度です。これは40度とお聞きいたしました。早急に何とかしないとスポーツをするところとは到底思えません、いかがですか。来年度の予算で何とか扇風機をといる前の決算のときに報告がありましたけれども、全体ではそんな状況ではありません。エアコンは国の補助がありますが、扇風機にはないと聞いております。どのようにこのエアコンについてお考えになっているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○教育部長 加賀松利君

それでは、施設設備のことについて回答させていただきます。

蟹江中学校の体育館について6月の中旬から9月いっぱいぐらいは……

○6番 林 英子君

もっとゆっくりとわかるように説明してください。

○教育部長 加賀松利君

ごめんなさい。

蟹江中の体育館でございますけれども、運動するには過酷な条件がどうしても出てきております。昨年、今年度酷暑、大分酷暑でございましたので、工業用の扇風機を3台使用して空気を動かしております。今後体育の時間を考えて朝とか夕方、時間帯を工夫し、エアコンの設置のあるミーティングルームなどを使用しながら、水分補給を含め取り組んでいきたいと考えております。つきましては、工業用の扇風機をあと2台ほど増設し、体育の授業を行いたいと思います。

以上でございます。

○6番 林 英子君

まだ、質問の内容が、エアコンには補助があるが扇風機にはないということについてお考えはどうかということですが。

○教育部長 加賀松利君

エアコンの補助ということなんですけれども、学校の単独の補助はございませんので、施設設備ということで、大きなちょっと大規模な修繕ということで3分の1、国の補助がありますので、そちらを活用していけたらということで考えております。

以上でございます。

○6番 林 英子君

私の手元にある資料によりますと、文科省の担当者は今年度の当初予算は例年より少ない1,300億円だったが、予備費の800億円が追加されたためにエアコンなどの設置もできるというふうに国のほうは示しております。今年度の概算要求2,200億円のうち今年度の補正予算で1,200億円を前倒しするというふうに述べております。これはやはり暑かったので、ことしは本当に猛暑が続いたので、何とか教育が、子供さんたちが快適に暮らせるようにということで予算を組んだものであります。ぜひこういうお金を使ってやっていただきたいというふうに思います。

そしてもう一つは、今度蟹江町のほうで次の問題にも出てきますけれども、22年度の交付金でも4億9,100万円というのが蟹江町に入ってきますし、きめ細かな交付金ということでも1,232万6,000円も入ってまいります。これは限定されたものに使われます。いや、何に使ってもいいというものが1,232万6,000円です。そして決められたものを使うというのが500万円入ってくることになっております。こういうお金こそ前のときに1億2,200万円入って、何に使ったかということは改めて申しませんが、こういうお金こそ今教育に使うべきではないか、そう何度も何度もエアコンをこっこの部屋につけてこっこの部屋につけないというのではなく、きちっと今度こそ耐震ももう終わりに近づいていますし、学校の問題でいえば今どの子供でも家へ帰ればクーラーの中にいるという実態の中で、私たちの生活のときは本当にうちわでよかったものが、そうはいきません。今こそ教育的な配慮も含めてエアコンをつけるべきだというふうに思いますし、学校の中でも1日に一度ぐらいいは温度計を見るということが子供の体のコンディションを守るためにも必要ではないかというふうに思います。

ことしのような気象状況は、今後も生徒の体の健康保持や授業への対応にも苦慮することというふうになります。一日の大半を学校で過ごすことです。生徒にとっては教育環境の向上を考えて、23年度予算を今度こそ扇風機なんていうことを言っていないくて、エアコンの設置を考えるべきだというふうに思います。

先ほども言いましたように、国のほうもこのことについては予算を組もう。県のほうもここに今手元にありますが、そのために予算を組もうというふうに言っております。もう一度そういう教育的な配慮も含めて、扇風機ではなくクーラーが必要ではないかというふうに思います。先ほど言いました扇風機には予算が入ってこないと聞いておりますが、エアコンには国の補助があるというふうに聞いておりますが、当町ではどのようにお聞きになり、今後

のお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

じゃ、失礼をします。

以前の全員協議会ではなくて、委員会のときに扇風機をというようなことで今議員がおっしゃられましたんですが、今の教育の段階でありますと、実際に今までこのエアコン設置につきましては大規模改修とか学校の耐震も含めて一部ずつやってまいりました。それであとこれで終わったわけではありますが、エアコンの設置についてまた計画を立てるということでありますけれども、1年ですべての学校につけるということはなかなか難しいというようなところを今思っておるわけです。もちろん子供のそういう状況を考えますと、これは先ほどの交付金もありますので、財務のほうとまたこれはご報告を申し上げ、そして検討していきたいと思っておりますが、少なくとも来年度に向けてとりあえずは少しでもという気持ちで扇風機を全教室につけようということで、これはお話しのように補助金もありませんが、町のほうですべてを見るということでやっていきたい。それであわせてエアコンの計画を、北中は入っていません、北中を一番にしまして、そしてあと2校ずつとしても3年かかります。そういうあたりのところで設置をつけていきたいと思っておりますし、もちろんエアコンをつけるとなると、そのエアコンだけ設置すればいいということではなくて、聞きますとキュービクルの改修工事が、これが相当お金がかかるということなんです。今の段階だけだと扇風機だと何とかいけそうなんです。そういうあたりも含めて積算基礎を出していくとすると大変なお金になるんじゃないかなということで、担当も話をしておりますので、でもエアコンについてはこれからもそういう計画を1年ではなくて3年、4年の計画でいきたい。そして来年度については当初に扇風機を全部つけたいというようなところで、この前お話しさせていただいたということでもあります。

また、今議員おっしゃるように、教育にとってうれしいお言葉をいただきましたので、またこの町内の財務ともそういう面も含めまして検討していきたいと思っております。

以上です。

○6番 林 英子君

繰り返すようですけども、40度もあるようなスポーツを絶対にさせてはいけないというふうに私は思います。そして、私はこの問題を取り上げている最中に、ある子供さんがクーラー入ったよ、うれしいと言ったので、ええ、知らないうちに入ったのと言いましたら、たまたま耐震の工事をしておりまして窓を閉めていたので、その会社がつけてくれたと。でもそれが終わったら持っていかれたちゃったと。だから本当にクーラーがあるうちはうれしかったよという声を道で立って子供たちが私に言いました。私はその声が忘れられません。

本当に今こそ教育を守る。子供さんたちのそういう暴力のないようなことを工夫していく一つでもあるというふうに思いますので、ぜひ早急に実施をしていただきたいというふうに

思います。

じゃ、次に移ります。私はトイレの悪臭についてを質問したいと思いますが、これはずっと以前に回ったときにもお話をいたしました。話を聞いてみますと、以前お聞きしたときよりもよくなっているようには感じられませんでした。特に問題なのは先生方が消臭剤でにおいを消している、竹墨を置いている、木炭でにおいを消している、そして毎日のようにもうくっくつとモップでこすって掃除をしている。それでも本当ににおいは消えない。結局はもとからきちっと修理しないとだめだと、そういうふうに思います。このことについて先生方も一人も本当に快適だという話ほどの学校も聞くことができませんでした。このことについて今後当町ではどのようにしようと思っていられるのか、お聞きいたします。

○教育部長 加賀松利君

それじゃ、お答えいたします。

トイレの悪臭についての対策としては、換気扇をつけたり窓を開いたりして、また清掃の時間にバケツに1杯ずつ水を流し薬品を使って清掃をしている状況でございます。しかし、日々の清掃をしていますけれども、建築後30年を経過した建物ばかりで配管からの悪臭を根絶するには難しい部分がございます。改修工事が必要になります。耐震診断にて建てかえた校舎に関しては今のところ問題がございません。トイレの配管改修工事を行っていない部分は、洋式トイレへの改修も含め、早い時期に洋式化ができるよう計画していきます。

洋式トイレの最も少ない新蟹江小学校、男女合わせて30カ所ですが、優先的にトイレ改修、これも大規模改修による補助3分の1でございます。学校づくり交付金を利用して計画していきたいと思っております。単に悪臭を取り除くための配管改修及びトラップ取りかえでは国庫補助の対象にならないため、財政難の今最大限補助対象になる工夫をし、改修計画を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○6番 林 英子君

人間にとって本当に一番大事なところだというふうに思います。ですから、子供さんが先ほど言いましたように、一日の大半を暮らすそういうところこそ大事にすべきだというふうに思います。また、今度行ったときに本当によくにおうなという話を先生方から聞きたくもありませんし、気の毒だというふうに思いますので、もとからきちっと修理しないといけないので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

じゃ次に、保健室などに温水シャワーの設置でございます。小学校には設置されているというのが3カ所ありました。されていないのがもちろん2カ所です。中学校ではあるところが1カ所だけで1カ所にはありません。ないところはどこかご存じでしょうか。設置されている学校では本当に重宝しているというお話を聞きました。先生方も本当にこれはいいことだというふうにおっしゃっていました。小学校の2カ所と中学校の1カ所についてはどのよ

うにお考えですか。そして今後どのような方法で実行していこうとされているのか、お聞きします。

○教育部長 加賀松利君

それでは、保健室に温水シャワーということですが、町内の7校の小・中学校で現在保健室などに温水シャワーが設置してあるのは蟹江小、須西小、学戸小の3校でございます。保健室以外での設置は蟹江中学校でございます。教育委員会としまして、特に小学校において温水シャワーの必要性については認識しておりますので、また学校からの要望も24年度計画で上がっているところもあります。今後につきましては、財政状況も勘案して計画的に設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番 林 英子君

私、日本共産党はこの学校についてずっと回って先生方のお話を聞き、どのようなふうになっているかということ調査項目別にきちっと学校別に表をとってきちっと整理いたしました。また来年私が当選するかしないかわかりませんが、また先生たちにお聞きしたときに、一般のおばさんで行くのか、その立場は違いますけれども、周りの教育を守るという立場で頑張っていきたいなというふうに変更して思いました。子供さんの一日一日が快適で暮らせるように行政としても頑張りたいというふうに思います。要望して終わります。

○議長 伊藤正昇君

以上で林英子君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

11時まで休憩といたします。

(午前10時40分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 伊藤正昇君

林英子君の2問目「安心して子育てできる社会を」を許可いたします。

○6番 林 英子君

2問目「安心して子育てできる社会を」について質問をいたします。

教育を取り巻く環境の中に、障害のある子供たちのために特別支援学校——これ学級なんですけど間違えました——小・中学校の特別支援学級、それから通級の指導教室という、主に3つの特別な場が設けられています。蟹江町の現状はどのようになっているのでしょうか。教室の空きがなく職員が足りないなどで、せっかく制度があるのに機能していないこと

はないでしょうか、お尋ねをいたします。

そして通級指導の拡充などきめ細かな教育を可能にするために、教員の定数増として2014年度までの5年間に4万人の教員の増員をするというふうに文部科学省は言っております。そこで蟹江町のこういう子供たちが通級指導教室だとか特別支援学級だとか、そういうことにもきちっと通えるようにするために、どのようなお考えがあるのかをまずお聞きいたします。

○教育長 石垣武雄君

特別支援学級についてのご質問であります。蟹江町内の状況をお話をしますと、現在小学校は7クラス23名、中学校は4クラスの13名在籍をしております。障害別にこれを見てみますと、小学校では知的障害学級、これが3クラスの10名、それから自閉・情緒障害学級、これが3クラスの11名、あと肢体不自由学級、これが1クラスの2名ということでありまして、中学校はといいますと、知的障害学級が2クラスの9名、自閉・情緒障害学級が1クラスの2名、肢体不自由学級が1クラスの2名というふうになっております。

学校では子供たちの障害に合わせた学級がありまして、子供たちの発達段階を十分に踏まえて指導に当たっているところであります。そこには担任以外にも保護者の方のご協力とかボランティアの方、そして教育委員会としましても、これは町単独で採用というか、雇っておりますスクールサポーター、これを配属して特別支援学級が少しでもスムーズに運営できるように支援をしているところであります。

特に通級指導教室の現状について少しお話をしたいと思っておりますが、蟹江町では蟹江小学校に1クラス通級指導教室というのがあります。先ほどもお話をしましたオアシスというところであります。これは通常の学級に在籍しているお子さんで、心身の問題から起きる困難な状況を抱えている子供の指導に当たっているということでありまして、その中に発達障害と呼ばれるお子さんに何人か入っております。一人一人に対して先ほども申し上げましたが、週に2時間ほど個に応じた指導ということで行っておりまして、蟹江小学校が中心ということもありますが、蟹江小学校には14人の子供、そして蟹江小学校に通うといったらおかしいですが、親さんと一緒にということで舟入小から1名、須西小から1名、そこに通っているということでありまして。

あと先ほどの定数のことでもありますけれども、実は人数がこれも特別支援学級が10人を超えると2クラスとか、そういうような決めがございます、県のほうが。ですので、たとえそれが人数で言っていますが、7人、例えば10人に達しなくても7人でも大変な場合があるんです。手のかかるお子さんも中には、そうすると人数ばかりではいけないもので、私も県のほうにそういうあたりについても、加配という形で要望をしているわけでありまして、なかなかその基準を変えていただけないというのは現状であります。

先ほどお話がありましたきめ細かな指導ということで、もし増員されるならば特にそうい

うところにもさらにこちらのほうも要望していきたいと思っていますし、当面の間はスクールサポーターということで、わずかな時間でありますけれども、2人体制とかそういうようなところでお子さんの指導に当たっているというのが現状であります。

以上です。

○6番 林 英子君

今の問題、やはり先生方に聞いてみますと、5人が限度だというふうに、どうもやっていられない教室ではおっしゃってみえました。ですから、やはり自分の子供を考えても、1人や2人の子供が大変ですし、大きくなれば大変ですけれども、ましてや知的障害者、身体障害者、そして自閉症の方など本当に大変だというふうに思いますので、どうか教室をつくり先生の加配を考えて、先生方そのものが本当に5人が限度だなおっしゃる中、教育委員会のほうでも考えてみてはどうかというふうに思いますので、これは要望をしておきます。

次に、就学援助制度についてお尋ねをいたします。子供の貧困が社会的に問題になっております。厚労省の発表によりますと、子供がいる家庭の総体的貧困は10.2%、母子家庭などひとり親家庭では54.3%、半数以上が貧困家庭という深刻な事態になっております。子育てにかかわる政策の基本の一つに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることだというふうに思います。当町においても20年度、21年度と2年連続の保育料の値上げです。また働きに出たけれども、倒産になり職を失い、学童保育料が払えないためにやめさせる、このようなことも聞いております。そして学校への徴収金も所得にかかわらず一律に集められますので、低所得者の家庭ではその捻出が難しく家計にしわ寄せが来ているのが現状です。

当町では過去5年間で就学援助制度の利用者の実態はどうでしょうか。そして、生活保護基準の1.1倍というのは何年からこれが続いているのか、お聞きしたいと思います。

そして3つ目ですがお伺いします。文部科学省がこの4月からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されておりますが、当町ではどのようにこれを反映されているのか、まずお聞きをいたします。

○教育部長 加賀松利君

それでは、就学援助制度についてお答えさせていただきます。

まず、過去5年間で就学援助制度の利用者の実態についてであります。小中学生とも大きく増加しております。平成18年度を見ますと、小学生では認定者数が127名、19年度156名、20年度171名、21年度167名、22年度は12月ですけれども、172名となっております。中学生では平成18年度86名、平成19年度では98名、20年度では107名、21年度では112名、22年度は現在113名であります。この就学援助は毎月教育委員会会議が開催されており、申請があれば審査をし認定されれば支給をしております。

それから次に、補助対象の品目の拡大です。4月1日から今までの学用品費、給食費等、クラブ活動費、PTA会費など追加されております。ちょっと今後の課題になりますが、国

から子ども手当が支給されたことなど、他の方面からの援助もあり、当面は1.1倍の現状で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 林 英子君

今のクラブ活動費、修学旅行とおっしゃいますけれども、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が改めて追加されたんじゃないでしょうか。それで、自治体が補助すれば地方交付税で対応することになっているのと違いますか、就学援助金については。ことし1月に文部科学省が発表したところによりますと、小学校で平均年間5万6,000円、中学校では13万8,000円、これには給食費が入っておりません。しかも義務教育はこれを無償とする、憲法26条で規定をされている問題であります。蟹江町のを調べてみますと、就学援助金制度については学校の入学式の日に配られます。なぜ基準を発表されないのでしょうか。

これを見てください。これは弥富市です。弥富市はこれを学校の生徒さんに全部配ります。その内容を見てみますと受けることができる世帯の例として、年間所得の上限の目安、そして給与所得者の収入の上限の目安、これを3人家族なら何人、4人なら幾らというふうにしちっと目安を書いて配っております。蟹江町にはそのようなことが一行も出ておりません。けれども、蟹江町は自治体のキャラバンによりますと、2人家庭、母親30歳、子供小学校の場合、244万9,964円、そのように書いてありますし、4人家族、お父さんやお母さんが30歳代、子供小学生と4歳児の場合は308万円とここに書いてあります。なぜこれを書いてあるのに公表をしないのでしょうか。公表をして、皆が受けられるようにすべきだと思いますが、これを出さない理由は何でしょうか、まずお聞きをいたします。

○教育部長 加賀松利君

この援助制度の周知のことについてでございますけれども、単純に何人家族なら何百万円以内と出して出しますと、申請者の状況によっては漏れてしまう場合がございますので、控えさせていただいております。

○6番 林 英子君

なぜですか。

○教育部長 加賀松利君

所得によってその家族の構成、住まい屋、持ち家、それから借家とかアパートとかという、そういう違い、それから何人家族、そのあれによってもし申請されて、これで目安ということで今後検討して何とか出していきたいと思っておりますけれども、従来は認定の所得の明記とか、そういうことを言われていると思うんですけれども、状況によっては申請されても、もうだめですよということになってしまった場合には困りますから、やめておったというのが現状でございます。ちょっとわかりませんか。

○6番 林 英子君



こういう目安を出すこと自体が一番町民にとってはいいことではないでしょうか。きょうの質問は教育問題ですけれども、介護の問題でも蟹江町はそうです。絶対に所得を出すと、その人たちが所得税も払っていないのに取りにくると、そういう人たちにどうおれたちは対応するんだということを聞きます。これを目安を出して実はあなたのところこういうふうだけれども、実態はこうですよという、そこで親切に言って教えてあげるほうがなお親切ではないでしょうか。そして、これを出すことによって、ああ、うちは受けられるんだという方と、そういうこと自体わからない人が昔同然のように先生が教室で見て、この子一向に給食費払わないな、この子の服装は母子家庭だでちょっと服装が悪いな、父子家庭になったで服装が悪いな、あんた受けたほうがいいんじゃないと、こういう見目で受けさせる、それが蟹江町の今までの就学援助金制度の目安ではなかったでしょうか。そうではなくて、きちっとこういうものを出すことによって、ああ、うちは対象者なんだといえ、もっと気楽に受けることができるのではないのでしょうか。

しかも、先ほど言いましたように、このお金は地方交付税で対応することになっています。蟹江町が全額払う問題ではありません。そうですね。ですから、もっと気楽に就学援助を受けられるように、そういう今の貧困、格差、給食費を払えない子供がたくさんふえている。先ほども言われましたように、18年度が127人、22年度で172人になっているじゃありませんか。18年度で中学生86人が、今では113人にふえているじゃありませんか。もっともっと小学生や中学生の中に、肩身の狭い思いしてお母さんがパートで働いて、給食費を払えない。私はそういう方たちを何度も就学援助金制度をもらえるように教育委員会にも出向きました。だから、見目でそういう子を決めるのではなく、所得税のあれを持ってくるわけですよ、ちゃんと去年幾らもらったという、3月15日の申告のときのやつを持ってくるので、それに当てはめてどうかということを見るためにも、こういう表をつくることのほうが大事ではないでしょうか。

じゃ、それで、きのう、おとといも、二、三日前に2人家族で244万9,000円、そして4人家族で308万円、これをなぜ出さないかといったら、そんなこと出したらえらいことになると言ってみえましたがけれども、こういうものを出すことが行政の仕事ではないのでしょうか。決して隠すことではないというふうに思います。私の手元にあるぐらいですから、これは公のことだというふうに思います。なぜそれをきちっと出すことができないのか、もう一度お聞きをいたします。

そして、先ほど言いましたように、生活保護基準の1.1倍というのは県下最低です。今では1.5倍、平均で1.2倍というふうになっております。それは全部調べて私は手元に書類を持っておりますが、今蟹江町は1.1倍ですが、これを1.2倍、1.3倍と上げて生活を守るべきではないかというふうに思います。そのことと、先ほどのなぜ発表できないか、2つについて答弁をお願いします。

○教育長 石垣武雄君

じゃ、失礼をします。

今までその周知の方法ということで、以前から林議員、そして中村議員からもお話をお聞きしておりました。そういうあたりについてはPTA総会ではありませんが、入学式とか全児童・生徒にわかるようにということでさせていただいております。また広報にもそういうことは載せておりますけれども、先ほどお話がありましたそういう具体例をということでありますが、実際にそのあたりを一律に書いてしまうと、実際申請されてもだめですよという場合が出てきてしまう。そうするとその方が大変、何、というようなことではありませんけれども、なってしまうので、控えていたということなんですけれども、これは前からも質問がありまして、かなりの中でも検討しておりまして、実際に条件を物すごく決めまして、先ほど言いました持ち家とか借り家とか、あるいは何人家族とかそういうような状況をつけまして、そしてある程度こういう方だったらほぼ100%入りますよというひな形と言ったらおかしいですが、代表例を出していこうというような今動きで考えておりますので、いましばらく時間いただきまして対応していきたいというふうに思っております。

それからあと、1.1倍についてであります。これにつきまして、1.2とか1.5ということもそれはありますけれども、管内を見ても津島市さんが多分1.0だったかなということ……

○6番 林 英子君

1.1に上げましたよ。

○教育長 石垣武雄君

1.1でしたか、津島市。

○6番 林 英子君

はい。

○教育長 石垣武雄君

そうでしたか。一番最低ということで、そのあたりについてもまた検討をしていきたいなということを思っておるわけですが、これにつきましても、先ほどから人数の増加ということがありましたので、できるだけ周知をして、そしてまずは補正予算も組んでいただいたんですけれども、そんな形でまずは広めていって、そしてそれから次の段階でさらに上乗せをしながら予算を取っていくというスタンスで考えておりますので、当面の間は1.1でいけたらということを思っております。

なお、幸いなことに、この4月から子ども手当が国の民主党さんから出ましたので、それを当てにしていけませんけれども、そういう面でも国のほうのそういうような援助もありますので、もちろん私どもは援助をしていきたいと思っておりますけれども、当面は1.1で何とかというような考えでおります。

以上です。

○6番 林 英子君

すみません、お聞きして、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されましたけれども、どのようにお考えかという問題について、もう一度すみません、答弁をお願いします。

○教育長 石垣武雄君

それにつきましても、確かに追加されておりますけれども、それも含めますとちょっと額が大きくなるということがありまして、それも当然管内で検討をしておりますが、当面の間は学用品費とそれから給食費、そして新1年生あるいは修学旅行費等々につきまして、そういう今までどおりの額は絶対に守っていこうということではあります。ですので、実際に4月からですか、そういうのが追加されたということは承知しておりますけれども、それもまた検討していきたいというふうでとらえていただけるとありがたいなというふうに思っています。

○6番 林 英子君

先ほども言いましたけれども、義務教育はこれを無償とするという憲法の26条でも規定されております。本当に子供さんが安心して教育に専念できる、そういう場所を与えたいなと思いますし、それは行政の仕事であるというふうに私は思いますので、よろしく願いいたします。

では次に、ワクチン接種の助成についてお聞きをいたします。接種させたいけれども、お金が高過ぎてとためらっているというふう聞いております。なるほど予防接種の費用は本当に高いと思います。今問題になっております子宮頸がんは3回で約4万5,000円、ヒブワクチンは生後2カ月から4歳を対象に1回から3回行います。1回が約8,500円、子供肺炎球菌ワクチンはゼロ歳から4歳が対象で1回から3回接種しますが、これが約1回が1万円で3万円接種費用がかかります。本当に大変です。

3ワクチンについては国が地方自治体に対して本人負担なしで接種できるよう補正予算を組みました。これが前のときには150億円でしたけれども、1,085億円を予算を組みました。厚生労働省は2010年は半数の自治体、2011年度はすべての自治体が同予算を活用するという見積もりです。世界では当たり前になっているこのワクチン、日本では20年おけているといわれています。10日の新聞によりますと、碧南市では来年1月から無料接種を実施するそうです。蟹江町ではどのようにお考えか、お聞きをいたします。

○健康推進課長 能島頼子君

ワクチンについてお答えをいたします。

平成22年11月26日に国の補正予算としまして子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用の肺炎球菌ワクチン、この3つのワクチンが平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金として議決をされました。12月9日の日に全国の都道府県担当課長会議でそ

の説明が行われて、都道府県に基金を設置して補正予算で必要経費が措置されるということです。公費カバー率が9割で、市町村における柔軟な制度設計は可能とのことで、負担割合は国が2分の1、市町村が2分の1となっています。

それを受けまして12月16日、本日の午後からなんですけれども、県で説明会が開催される予定でして、本来それを受けて準備をするんですが、準備の期間もほとんどない状況のために、町としましても県の説明会を待たずして、現在入手し得る情報をもとに大至急準備をしております。また、国としてもこれらのワクチンは予防接種法の定期接種化に向けて検討をしているというふうになっております。

以上です。

○6番 林 英子君

先ほどの話は県下197億円補正予算案、県が出しました。県は13日に197億8,379万円の一般会計の補正予算を組みました。今回追加される補正予算案には市町村が行う子宮頸がんなどのワクチン接種のための基金の積立金など、計74億5,779万円が盛り込まれたというものであります。先ほど課長から発表がありましたように、蟹江町でも早期にこの問題についてお金がないから打てないというふうではなく、補正予算も組むというお話ですので、この問題を受けて皆さんが受けられたらいいなというふうに思いますし、補正予算がどのように組まれるかを今から楽しみにしております。まだ決まっていないのに、今こうしますとは言えないわけでしょう。きょう昼からの県の会議に出て予算を聞いて、そして補正予算を組むようにするということがよろしいんですか。

○健康推進課長 能島頼子君

本来ですと、きょうの昼からの説明会を受けて組むのが筋なんですけれども、それを待っていますと間に合いませんので、この本会議の最終日に上程をするようにもう準備をしております。

○6番 林 英子君

はい、わかりました。ごめんなさい。

その場合、ここに当町の保護者各位ということでお配りになりました助成実施期間も22年10月1日から23年3月31日というふうになっていますが、これも当然皆さんができるようにご配慮願えるというふうに思いますが、こういう期限についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○健康推進課長 能島頼子君

9月の議会で子宮頸がんワクチンの補正予算を組ませていただきまして、10月から子宮頸がんのみ実施をしております。そのときに設定しました対象者が小学校6年生から中学校2年生までの対象者でして、現在たくさんではないんですけれども、利用された方もあります。

国が今回示してきた対象者が中学校1年生から高校1年生までと少しずれておりますので、対象者につきましては、現在やっております小学校6年生から中学校2年生までは3月までは継続をしまして、高校1年生を新たに追加しまして、一応計画を今現在としては考えております。

この子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金というものが、平成24年3月までという期間の限定がございますので、23年度につきましても同様な形で予算編成をさせていただきたいというふうに考えておりました、対象者につきましては子宮頸がんは今のそのずれを修正して、中学校1年生から高校1年生までというふうに変更をするような形で考えています。

それから、ヒブと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては新たに1月からになりますので、国の対象者同様2カ月から5歳未満という形で実施を計画をしております。中学校3年生につきましては22年度は実施をする予定はございません。ただ2カ月半そこそこの期間で23年度4月になれば高校1年生として接種が可能でありますので、その間、少し待っていただくような形でお願いをしたいというふうに考えております。

以上です。

○6番 林 英子君

はい、わかりました。

私は蟹江町に住んでいて子供さんの話やそういう貧困の話などをお聞きしていますけれども、この間テレビを見ておりましたら、すばらしい茨城県の大子町のことが載っておりました。そして私はこの問題を取り寄せてみましたけれども、一度皆さん聞いてください。

大子町は、子育て支援の一環としてことしの10月から保育料と幼稚園の授業料を無料化することとし、9月議会に条例提案を提案しました。町内の保育所や幼稚園に通う子供が対象で、幼稚園は給食費も無料にします。そして、この大子町は若者の定住と町外からの転入を促進し、地域の活性化を図るために子育て支援を目指して子育て世帯の経済的負担の軽減と子育て環境整備に総力を挙げております。これは家を25軒つくりまして3万5,000円の家賃で子供が初めて家の中で走ったというようなすばらしいそういう住居をつくりました。そして今度また改めて25軒つくと、今25軒ありますがつくるというふうに報道しておりました。この大子町では小・中学校の給食費の無料化や乳用児、妊産婦の医療費などの無料化の施策を実施しております。こういう大子町というところで、みんなが、そんなでкинわという中でも、ここには日本にもこういう町があるということをお話をしたいと思い、私は調べてみました。今聞いてみますと、子供さんの3ワクチンについてきっちと方向が出されたことを非常にうれしく思います。

最後に、町長にお聞きいたします。中学生の通院の医療費の無料化を実施すべきではないかと思いますが、いま一度答弁をよろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁をさせていただきます。

昨日も小原議員のほうから質問ではなかったんですけども、質問の中に中学生の医療費無料、通院の無料をいつまでも引き延ばすべきものではないと、そういうご質問をいただきました。これは決して引き延ばしているわけではなく、蟹江町の財源をいかに有効に住民サービスに向けるかという施策の中で、この中学生通院の無料については絶えず検討を民生部としております。ただそのスタートの時期について、我々としてはこの23年度もしくは24年度、私の任期中には必ずこれをスタートさせたいということは財政当局には伝えております。しかし、きのうもちょっとお話をしましたが、この子供手当の支給の際、我々今地方自治体が負っております児童手当の中身、これもすべて何の相談もなく国はすべて子ども手当に差し向けてしまった。ある大臣が23年度はきちっと地方と相談しますよと。これは私だけではなくほかの地域の首長さんこぞって異口同音におっしゃいます。そういう相談もなく、すべて国のほうに子ども手当として出している。これを私は悪いと言っているわけじゃありません。その中で我々もこういう施策をこれから考えているんだと。地域主権とおっしゃるならば、もう少し地域の実情を聞いていただきたかった。それがもう残念でなりません。そういう中で我々は精いっぱい財源を組もうと思っています。

ですから、林議員に今ここでお答えできるのは、必ずや私の任期中、これができれば23年度、24年度にはスタートをさせたいな、そういうべく目標をきちっと持って、今この無料化についてスタートをさせていただいております。それで、今いずれにいろんなこのワクチンの接種等々についてもこれからいろんな問題が起きてくると思います。それと25年度から始まります新たな国保制度の問題も山積みであります。介護保険も24年度からまた新たな第5次ということでスタートをしなければいけない時期もありますし、23年度にその検討が始まります。そういうことをもろもろ考えた中で、この中学生卒業までの医療費の通院無料化についての検討は今もやっておりますし、必ずさせていただきますので、今現在いつだということのお答えはできませんが、早い時期にスタートをさせたいなど、こんなことを思っております。

以上です。

○6番 林 英子君

多岐にわたり質問をしました。答弁をいただき、ありがとうございました。

これで終わります。

○議長 伊藤正昇君

以上で林英子君の質問を終わります。

質問10番 松本正美君の1問目「子育て支援について」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

「子育て支援について」1問目に質問をさせていただきます。

本町でも地域全体が一体となって少子化対策や子育て支援施策を推進するための蟹江町次世代育成支援行動計画が平成22年3月に策定されました。この子育て支援につきましては、子供たちを取り巻く状況と子育て支援の現状と基本目標、推進施策が計画されております。安心して子育てできる環境づくりについてさらなる取り組みが必要であるという観点から質問をさせていただきます。

最初に、子育て支援の情報発信のネットワークづくりについてお伺いさせていただきます。本町の子育て支援センターは、子育て家庭の交流の場として育児に関するさまざまな不安や悩みを身近に相談できる育児相談や、親子の交流の場の提供など事業が展開されておるところであります。若いお母さんからは、子育て支援センターからもっと子育て支援の情報発信を行ってほしいと要望をお聞きいたします。本町の子育て支援センターは情報発信の基地でもあり、機能することにより、多くの住民の皆様がサービスを受けることができます。若いお母さんからは理由として、来所者中心のサービスに偏りがちではないか、本当に支援が必要な人がサービス内容を知らないこともあるとのことであります。そのことから情報発信基地としての子育て支援センターが支援を機能するかしらないかで、子育てに悩むお母さんの支援にも影響するのではないのでしょうか。このことから支援が必要な家庭を関係機関が把握し切れていないのではないかと課題が残るところであります。国の調査によれば、子育ての不安感が大きいと感じる母親は共働きで29%だが、専業主婦は45%と高くなっておる状況であります。近所つき合いが年々希薄化しているという調査もあり、育児の不安や負担を一人で抱える母親もふえているところであります。

現在、愛知県では2010年度から市町村と協力し、乳幼児を自宅で育てる母親たちの不安感の解消に向けた携帯電話を使った育児関連情報のメール配信や、子育てサークルの支援ネットワークづくりに取り組んでいると聞いております。これは育児の悩みを抱え込む母親たちをターゲットに、地域で実施されている子育て支援のサービスの利用増につなげていくという考えであるそうです。本町でも携帯メールを活用して子育て支援の情報発信のネットワークづくりで、子育て支援センターや子育て支援のサービスの利用増につなげていく考えはないか、まずお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

携帯メールを活用して子育て支援の情報発信のネットワークづくりで子育て支援センターや子育て支援のサービスの利用増につなげていくというご質問でございます。

この県の情報発信ネットワークについては、県内では半田市を初め5市がこの県のネットワークづくりを行っております。ほかに名古屋市、東海市も独自で行っておりますけれども、

当町としてはまだまだ子育て支援についてまだ不十分なところがございますが、まず町のホームページの活用、十分な活用、それと広報、子育て支援センターで年2回ではございますが、通信というものが発行されております。それを積極的にPRに努めていきたいと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今仮設の南保育所をつくっておりますが、その後保育所を児童館に変更して、そこにも子育て支援センターをつくりましますので、これで町2カ所になります。その子育て支援センターを十分に活用をしていきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

今、子育て推進課長のほうからお話をいただいたわけなんですけれども、その中でホームページだとか広報等で、また新しい南保育所に児童館等で周知を図っていききたいというお話があったわけなんですけれども、今本町の中には低年齢のお母さんたちが在宅で専業主婦として子育てに頑張ってみえるわけなんですけれども、特に子供がゼロ歳児、また1歳児だとか小さい子供さんを持っている母親の方というのは、どうしても自宅にこもりがちだということで、本当に家の中で自由もきかなく悶々と生活、子育てに取り組んでみえるのが現状なんです。

そして今ホームページだと広報だとかということで、確かにこうした機関を見てみえる方もあると思うわけなんですけれども、ホームページなんかはやっぱりパソコンだとかいろいろとあるわけなんですけれども、携帯電話だとほとんどの方が持つてみえるわけなんです。そうしたときにこうしたサービスというのが非常に必要ではないかなと、このように思うわけなんです。特に自宅にこもりがちなお母さんというのは、ストレスがたまりにたまり切ってもういらいらし、子供に当たるなどというのはしょっちゅうあるということもお聞きしているわけなんです。こうした自宅にこもりがちなお母さん、子育てのお母さんの不安感や孤独感の解消につなげていかなかったら、今大きな問題になっている児童虐待にもつながっていくんじゃないかなと思うわけなんです。

今課長のほうから携帯電話のメールの件はまだ今のところは考えてみえないということですが、このメールの配信ということになると、また費用もかかってくるわけなんですけれども、まず最初に試験的に妊婦の方とか、また3歳未満の乳幼児だとかそうした方を中心に対象にして登録制度を導入して、そうした携帯の使い方もできるんじゃないかなと、このように思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今の社会は確かに携帯社会でございますが、携帯メール等の登録というのはまだこの海部郡下でもその辺実施されてはいないと思ひますので、その辺を考えながらいきたいと思ひますが、当面このゼロ歳児等3歳未満の乳幼児を持つた母親の方については、各子育て支援セ



ンターばかりではなく、各学区の設置してあります児童館、あちらのほうにも奮って参加をしていただき、児童館の魅力ある事業も児童館なりに考えていきながら、積極的に児童館のほうへおいでいただくような計画等を考えていきたいと思えます。

以上です。

○1番 松本正美君

それで、これに関連するわけなんですけれども、子育ての支援センターの情報発信の基地としてのやっぱり機能というのを、もう少しかかわりがあったほうがいいんじゃないかなと、このように思うわけなんです。特に今回本町が調査された中でも、子育てに対する不安や負担の調査では非常に不安や負担を感じるが10.0%、何となく不安、負担を感じるが42.7%と合わせると52.7%の方が不安を感じて抱えてみえるというデータ、調査の結果が出ておるわけなんです。そうしたときにやっぱり本町においても、女性の社会進出だとか、またいろんな近隣とのコミュニティーだとかそうしたのも希薄化となっている状況も見えるわけなんです。そうしたときに子育ての不安や悩みを抱えるこうした皆さんに対して情報発信の基地であるこの子育て支援センターからもっと情報を発信していただきたいなど、このように思うわけなんです。今見ているとまだまだ情報の発信が少ないんじゃないかなと、このように思うわけなんですから、この点についてもちょっとお聞きしたいと思えます。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

確かに今、子育て支援センターについては蟹江保育所内で1カ所活動をしております。その中にはいろんな子供さんをお持ちのサークル等もできております。ただ子育て支援センターの発行する通信がまだ年2回、4月と10月ぐらいにしか子育て通信みたいなのは2回しか発行がされておられませんので、まずはその辺もう少し、毎月発行するような形をとって、ますます子育て支援センター並びに児童館の利用を促していきたいと考えております。

○1番 松本正美君

どうか子育て支援センターの発信の基地としての機能をしっかり取り組んでいただきたいなど、このように思います。

次に、保育サービスの整備についてお伺いいたします。

本町でも、保護者の就労形態などにより通常の保育時間を超えた保育ニーズに対応するため、延長保育事業や一時保育の特別保育に取り組んでみえますが、若いお母さんからはフルタイムで働く親が多くなっておるということで、保育所によっては延長保育をやっていない保育所もある。皆様のニーズにこたえるためにも、全保育所での早朝・延長保育をすべきではないかと。また延長保育の時間の延長を図れないとか、また一時保育のサービスの内容の充実など、利用者の視点に立った保育サービスの充実の要望を多くの方からいただきます。本町の早朝・延長保育、一時保育の充実や休日保育、夜間保育、病児・病後児保育などの特別保育に対して皆様からは子育てが安心してできる保育サービスの整備が求められておりま

す。蟹江町次世代育成支援計画の中でも、多様な保育ニーズに対応するなど親のニーズや地域の実情に応じた取り組みを行い、保育サービスの充実を図っていきと言われておりますが、皆様の要望に対して、今後保育サービスの整備について具体的にどのような推進計画で推進されようとされておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 伊藤正昇君

2問目の答弁は昼の休憩後、1時からにさせていただきます。  
暫時休憩します。

(午前11時52分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 伊藤正昇君

松本正美君の2問目の答弁から始めます。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

多様な保育ニーズに対応するために今後保育サービスの整備は具体的にどのような推進計画で推進されるのかというご質問でございます。

現在まず、当町においては早朝保育、午前7時半から延長保育午後7時までの早朝・延長保育を実施しております。実施保育所は蟹江保育所、蟹江南保育所、新蟹江北保育所、それとはばたき保育園で行っております。それぞれ今現在児童数については蟹江保育所はおおむね50名、南保育所が49名、新北が30名ではばたきが18名でございます。あと一時保育については、蟹江南保育所で実施をしております、月平均5人の利用で利用日数は大体7日間ぐらいでございます。

今後の予定としましては、各保育所の保護者の方に一度調査を行いまして、まず延長保育についてどのぐらいのほかの保育所のニーズがあるかを一度アンケート調査を行いたいと思っております。その結果によりましては早朝・延長保育、それとあと一時保育の実施保育園の増設を考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

早朝・延長保育の件でありますけれども、今子育て推進課長が言われた西保育所はまだやられていないでよろしいですね。

それで今、私も学戸学区の一応議員といたしまして、この今言いました西保育所の早朝・延長保育の件に関して要望いただくわけなんですけれども、特にこの地域は最近やっぱり名古屋から引っ越しされてみえる方も結構みえるわけなんです。そして名古屋へ共働きに行ってみえる方もあります。そういう関係から要望いただくわけなんですけれども、特に名古屋

ではそういう早朝・延長保育があったのにこちらに来てからそういうのがないと。ほかの保育園ではやっているところもあるわけなんですけれども、そういう意味では、この西保育所に具体的な要望といたしましては西保育所に早朝・延長保育ができないかということなんですけれども、この点については考えはあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

アンケート結果によりますが、一応西保育所のほうをとりあえずは考えてはおります。以上でございます。

○1番 松本正美君

今西保育所のほうも考えておりますということですので、一日も早い、要望ですので早朝・延長をやっていただきたいと思うんです。

もう一つ、やっぱり保育サービスのこの延長の関係なんですけれども、就労されている保護者の就労に伴う支援として、利用者の皆様から利用者の視点に立った延長保育はできないかという、そういう時間の取り組みをしていただきたいということをお聞きするわけなんですけれども、どうしても名古屋なんかに通勤していると時間的に帰りが遅くなったりするときがあるわけなんです。だからそういう意味では、勤務状況による延長保育はできないかどうか、ちょっとこれもお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

職員の勤務条件等を考えまして、今のところ時間延長等は考えてはございません。

○1番 松本正美君

今のところは考えていないということなんですけれども、これはみよし市です。今度は三好町が市になりましたので、みよし市なんですけれども、緊急で24時間対応の保育事業をやってみえるわけなんです。それでその中の一つとしては延長保育サービスということで、保護者の就労、勤務状況、家庭の事情によって平日の延長が7時までですので、7時から夜の10時まで延長されて取り組んでみえるわけなんです。それと2つ目に24時間対応ですので、宿泊の保育サービスも取り組んでみえるわけなんです。これは保護者や家族が突発的な理由で、交通事故だとか緊急に入院されたなどによって保育ができなかった場合、そうした場合に夕方の5時から翌朝の7時半まで宿泊保育という取り組みをされておるわけなんです。本町にはこういう取り組みはないわけなんですけれども、今後就労によるそういうどうしても勤務状況によって延長保育をしていただきたいとか、また今の交通事故だとか緊急の入院だとかいろんなことで家庭の事情でやむを得ない方も今後出てくるんじゃないかなと、このように思うわけなんですけれども、この保育サービス事業に関して今後どのような取り組みをされるかわからないわけなんですけれども、一回考えてみるべきではないかなと、このように思うわけなんですけれども、この点についてもお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

保育時間の延長、24時間とかいう関係でございまして、どうしても職員の勤務時間がございまして、今のところ公立の保育所ではできないと考えております。ただ無認可保育所のほうで最近24時間やってみえる保育所ができたように考えておりますので、ご紹介ぐらいということしかできませんけれども、あくまでも公立については今の時間をお願いしたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

確かに職員の勤務の状況もあるわけなんですけれども、今後やっぱり保育サービスですので、皆さんのニーズにこたえるためにはいろんなやっぱり施策を取り組みをやっていただきたいなど、このように思うわけなんです。

それで、特にこの特別保育の推進については、これは町長にお聞きしたほうがいいのかなと思うわけなんですけれども、特に皆さんの要望の中でも休日保育だとか、また子育ての就労の両立を支援の一環として病気回復のその乳幼児の保育サービスだとか、それと養育の負担軽減をする病児・病後児保育など、そういった特別な保育に関して、また今の24時間の保育に対してもどのようなご見解、またそういう感想がありましたらちょっとお話ししていただきたいと思います。

○町長 横江淳一君

今保育サービスの整備については担当者がるるお答えをさせていただきました。うちには公立保育所、とりあえず6つ今整備をさせていただいておりますが、先般ご説明を差し上げました南保育所が24年度には稼働をいたします。その際、当然待機児童等々の問題もここで一挙に解決できるというふうに考えておりますし、実際その西保育所の早朝・延長も含めて総体的にサービスの充実がどれくらいやれるかなということも含めてこれから検討していきたいなど。

ただし、先ほど言いましたように、公務員の就業規則の中で枠の中で考えると、もうそれでできませんという話になってしまうんですが、先ほどいいましたように、民間の施設だとかそれからほかの関係のところへお話をして、そういうものができるのであれば、またその勉強もさせていただきなきゃいかんのかなと。とりあえず、まず南保育所の充実を図った中での隣の児童館との併用も含めて、今言われた延長・早朝、それから特別保育も含めて柔軟な姿勢ができるような、そういう条件が整えば当然これは住民の皆様のためにやっていかなければならないことだというふうに考えておりますので、もうしばらくこれもお時間をいただきたいなど。南保育所の整備についても今いろんな問題が出てきておりますので、早急にそのことも詰めて、またご質問をいただければお答えをさせていただきたいと、こんなことを思っています。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか保育サービスの住民のニーズにこたえてくれるように取り組んでいただきたいと思います。

それと次にですけれども、保育所における看護職配置についてをお伺いしたいと思います。

厚生労働省は、平成20年度に保育指針の改定を行う中で、養護と教育の必要性を強調しております。これは保育における保健活動の重要性を示すもので、児童のさまざまな健康状態に対し保育所が適切な対応ができるかどうか、体制が今後問われているところであります。また、保育指針の改定とともに、厚生労働省は保育所の質の向上のためのアクションプログラムを策定いたしました。このプログラムの実施期間は2008年度から5年間で自治体において地方自治体版アクションプログラムの策定を奨励しているものであります。このプログラムの内容の一つに、子供の健康及び安全確保があり、看護職等の確保推進を含めた保育現場の保健活動の充実を目的としておるところであります。看護職の保育所配置については30数年前の厚生省の通達による乳児保育施設により配置されるようになりましたが、全国の常勤看護職の在職率は約21%にとどまっているようであります。看護職の独立配置となるとわずかという状況であり、看護職配置が20%台と余り進んでいないことに加え、その多くは保育士が看護職を兼務している状況であります。

また、各保育所には嘱託医の制度もありますが、嘱託医の健診では時間的制約などから、そのときの健康状態を診ることが中心となってしまう、十分な診察診療ができないのではないかと思います。その上、疾患を抱えた子供たちへの保育上の相談、また嘱託医にかかることは困難とも聞きますが、本町での発達障害や疾患を抱えた子供たちの保育所での保健対応は重要ではないかと、このように考えるところであります。本町の保育所への看護職が独立配置されることにより、日常的に保健的視点で子供たちを観察し、嘱託医と連携しながら実際の保育現場で対応することで、保育所の保健活動は実効性が高まり、保育士は保育活動に専念することができるのではないかと考えております。本町の保育所における看護職の独立配置についてお伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

保育所における看護職の独立配置についてということのご質問でございます。

当町では保護者の皆様に保育所のしおりというものを配布しておりまして、その中でお子さんの健康状況、状態で発熱をした場合とか咳がひどい場合等などは保護者の方に連絡をして迎えに来ていただくようお願いをしております。そして、保護者の方が迎えに来るまでは保育所のほうでお預かりをしておるところでございます。

あと、保護者の方には緊急の連絡先を第3位まで記載をお願いしておりまして、順次保護者の方にご連絡を差し上げております。けが等の状態に応じては病院へ保育所から連れてい

くこともございます。薬については保育所の予約連絡表がございまして、そちらに記入されている薬については受け取りを行います、そのほかは受け取ることはいたしません。

以上、その保育所のしおりのそういった保護者の皆様のお願いに沿って、今現在保育所のほうは対応しておりまして、必ずしも保育士だけでは不安だということがあるとは今現在思っておりませんので、今後もこのような対応、保育士の対応でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今推進課長のほうは健康状態によって親御さんに連絡をとって迎えに来てもらうなり、いろいろと尽くしているというお話がありましたけれども、実は本町の若いお母さんから子供が風邪気味でどうしても仕事に行かなくてはいけないときもあると、そうした場合に万一熱が出た場合に対応として、熱冷ましの座薬を保育士の方をお願いするけれども、預かってはもらえない。何とか対応できないかとも、このようなことを聞いたわけなんです。今保育所はそうしたことがあったときには、親御さんのほうに連絡とって迎えに来てもらうというお話でありますけれども、どうしてもその時間に迎えに行けない方もあると思うんです。そうしたときの対応としては、やっぱり看護職が配置されているとそうしたことも対応できるのではないかなと、このように思うわけなんです。

また、保育士さんもそうした看護のことだけでなくして、保育の全般的に取りかかってみえるものですから、なかなかその看護だけというわけにはいかない場合もあるのではないかなと、このように思うわけなんです。そういう意味でも、保育所での看護職の独立配置、一遍にすぐには独立配置というのは非常に難しいかもわからないわけなんです。財政面等のいろんな関係もあるわけなんですけれども、そうしたことを考えたら段階的にやっていったらどうかなと、このように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今現在段階的にと、確かに財政面は苦しいと思います。それで保育士については以前保育士に聞いたところ、そういった病気等の対応の仕方、研修があったとも聞いております。それで今後看護職を置いたらということでございますが、今のところあくまでも保育士のほうが来て見える子供さんにとっては重要でございますし、子供さんが熱を出した場合、保護者の方から連れてこられたときに、この薬を飲ませてくださいというようなご指示というか依頼があっても、子供さんについては容体等がすぐに急変する場合もございます。あくまでも予約表というのがございまして、そちらに基づいてうちのほうは保育士のほうは預かっておりますので、今後もこういった形でお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

いろいろな取り組みがあるし、今職員のほうも大変な状況であるということでお話があったわけなんですけれども、いずれにしても、やっぱり保育士、段階的にやるにしてもまず保育士さんが取り組んでいかなきゃいけない問題だと思うわけなんですけれども、そういう意味で、蟹江町にも看護師さんが保健センターにも見えるわけなんですけれども、こうした看護師さんを招いて研修、こうしたことについての研修だとか、また保健に関する研修をしていただいて、いろんな状況が今後生まれてこないとは限らないものですから、そうしたことに対応できるような取り組みも考えていただきたいなど。確かに財政面で看護師さんを置くということは非常に大変かもわからないですけれども、保健センターにそうした看護師さんも見えますので、保育士の方がそうした看護師さんを招いて研修をするなり、また勉強するなりしてこの保育の皆さんのニーズにこたえていけるような取り組みをしていただきたいと思いますが、この点はどうでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

保健師を講師に招いて保育士のその辺の知識のために研修をやるということについてはやぶさかではございませんので、そういった研修等を考えていきたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

では、よろしくお願いいいたします。

次に入ります。次は、発達障害児に対する取り組みについてお伺いしたいと思います。

本町でも21年度より就学支援として5歳児健診が5年間という期限つきで名大の先生に来ていただき実施されておるところであります。これは発達障害の発見と早期の療育開始に大変よい取り組みだと認識しておるところであります。幼児は精神的成長の差が見えにくく、通常の1歳半と3歳児健診では発達障害の発見は難しいとされております。障害が見過ごされたまま小学校に入る場合が多いとされ、入学前、学校生活の中でのトラブルや集団生活の中での不登校、睡眠障害などの二次障害を受ける子供もあるとお伺いいたしております。本町でも発達障害の症状の子供さんが小学校の通常学級の中から症状の出る子供もあると聞きます。先生からお話があった子供さんの親からは、うちの子に限ってはそんなことはないなど、学校当局も大変困っているとも聞いております。

文部科学省の調査によれば、小・中学校の通常学級の子供の6%に発達障害の可能性があったと発表されております。そのためにも5歳児健診は就学前の子供にとって大事な健診だと思っております。そこでお伺いしたいと思います。

1つ目に、本町の5歳児健診は2年目に入り、健診を実施される現在どのような推進状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

2つ目には、文科省の調査でも小・中学校の通常学級の子供の6%に発達障害の可能性があったと発表がありました。本町でも就学前の健診で発達障害が見つからないで学校に入り、

何年かたってからの症状が出て学校でトラブルが発生しているとも聞いております。その意味からも、5歳児健診の継続は重要だと思います。5歳児健診は5年間という期限つきになっておりますが、引き続き5歳児健診を継続していただきたいと、学校の関係者の皆様からの要望もいただきます。今後5歳児健診の内容を充実させるための検証と、継続するための取り組みについてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○健康推進課長 能島頼子君

5歳児健診について、まず現在の推進状況をお話ししたいと思います。

この事業は、名古屋大学との共同研究、軽度発達障害の早期発見システムの構築という研究事業で、平成20年度から始まっております。平成20年度はまず3歳児健診の健診システムの変更、平成21年度から5歳児健診が始まりました。健診はスクリーニングをするだけでは意味がなく、その後のフォローを充実することで町民へのサービスが向上していきます。平成20年度に行った3歳児健診のフォローの対象者は、翌年度了解が得られた児童に対して保育所への巡回相談を行って、保育士への助言等を行っております。また、希望の保護者には保健センターで行う事後相談での情報提供や助言も行っております。継続して相談が必要な方には、言語聴覚士によります言葉の相談というのを保健センターでやっているんですけども、そちらへの勧奨も行っております。平成21年度は3歳児健診の継続と新たに5歳児健診が始まりまして、同じく健診後の保育所等への巡回相談事業も行っております。平成22年度は就学準備グループとしまして、6歳児教室、来年度小学校に上がるお子さんを対象にして六、七人の人数で名古屋大学の主導で行っております、少しでもスムーズな就学に結びつけるように努めております。

ただ、この事業はあくまで研究事業でして、位置づけが研究事業ですので、健診には発達検査等を行っております、名古屋大学から多くの臨床心理士が参加をしております。医師は専門の児童精神科の医師が診察しており、発達障害の疑いのある児童保護者には先生から十分な説明もしていただいております。しかし、保護者の中にはその児童の状況を受け入れるには時間がかかる場合も多々あります。

5歳児健診を実施して見えてきたことは、PDD（広汎性発達障害）、PDDは3歳児健診でほとんど発見されておりますが、ADHD（注意欠陥多動性障害）につきましては、半数が5歳児健診で新たに発見しています。疾患によって3歳児健診では発見が難しいのか、3歳児健診での制度の充実によって発見が可能かは、今後の研究の成果をまたねばならないと思っております。

それから、5歳児健診の内容を充実させるための検証と継続するための取り組みということなんですけれども、先ほどもお話ししましたように、研究事業でして今年度が3年目となります。残りはあと2年です。現在行っている健診システムは、研究事業としてのシステムであるため臨床心理士の人数と実際に町単独で行うには無理があります。そこで来年度から



は健診内容のスリム化をして充実した健診が行えるように検討会を設けて協議を重ねております。専門職の確保やスタッフの人数など、健診のみならず巡回相談も含め継続については十分に検証をしていきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

この発達障害については、非常にこの5歳児健診というのは非常に重要だというふうにお聞きしているわけなんですけれども、先ほども課長のほうからいろいろとお話をいただいたわけなんですけれども、特にこのフォローに関して、要観察だとかそれと再診となる児童が仮に出た場合に、就学前の健診までの継続的なフォローは、今フォローはされているということで、具体的にちょっと話はなかったんですけれども、こうした場合の就学前の健診まではどのようなフォローをされているのでしょうか。

○健康推進課長 能島頼子君

フォローは5歳児健診が行われた後、実際に平成21年度の対象者が303人受診をしております。その中でこの発達障害系のフォローになったお子さんが実際には90名おります。その中で実際に同意が得られた保護者のお子様たちに関しまして、保育所のほうで巡回指導といたしまして、名大のスタッフとうちの保健センターの保健師等が出向きまして、実際に子供さんの観察を行って、そこで実際に子供さんの行動観察をします。その後、その観察をした後、保育所の保育士の先生方といろいろ議論を重ねまして、そこで大学の先生とか臨床心理士の方にご指導をいただいているというのが最初のフォローです。

その後、その結果につきまして保護者さんがご希望があれば保健センターに事後相談という日にちが設けてありますので、そこに来ていただいてその結果を保護者さんに還元しております。その後、1年たちますので、就学の前に向けて6歳児教室という就学前の準備グループとしての教室を現在は行っているところであります。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

特に健診を受けられる方はあれなんですけれども、受けられない方がたまにあるわけなんですけれども、特に3歳から5歳まで我が子の発育状況、この不安を持っている保護者の方が見えるわけなんですけれども、なかなか受診をされていないこともあるわけなんです。それとまた受診されてもいろんなところの病院に行くんですけれども、なかなかその結果が発達障害とまではいかないけれども、そういう不安を持ってみえる方もあるわけなんです。だから、そういう意味では、本当に相談体制というのは非常に大事だなと思うわけなんです。今先ほども保健センターにも相談センターがあるということをお話をお聞きしましたので、

どうか窓口をしっかりとあけていただいて、そうした方にも対応できるようにしっかりと取り組んでいただきたいなど、このように思います。

また関連しますけれども、この発達障害に伴って保育にも関連するのではないかなど、このように思いますので、ちょっとお聞きしたいと思います。発達障害児などへの対応や保護者への相談、カウンセリングなど保育士に求められる役割、技術面というのは大変重要であります。保育士の研修は重要になっているところではありますが、この発達障害児にかかわる保育士の研修、取り組みについては少しちょっとお聞きしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

当町では年々確かに発達障害児の方が増加をしております。そのため保育士を対象にしまして蟹江町の保育の研修担当による独自の研修、それから海部保育協会による研修、それと春日井のあいち発達障害者支援センター主催の研修、それと県の青い鳥医療福祉センターの研修等さまざまな発達障害の研修が参っておりますので、積極的に保育士の参加をさせております。今後もこういった職員のスキルアップを目指して研修を実施していきたいと考えております。

○1番 松本正美君

よろしくお願ひします。

ついでに学校にも関連するので、ここでお聞きしますが、本町の小学校の通常学級でも知的なおくれはないものの、学習面や行動面でも著しい困難を示すなど、担任の教師も大変困っているとも聞きます。先ほどもお話があったわけなんですけれども、私はまず教師自身がこの障害に対し正しい認識ができることが何よりも大切であると思っております。小中の教育の軽度発達障害にかかわる研修は必要であると思ひます。教育現場では待ったなしで教師の理解ある対応が強く求められております。一部の教職員の方が研修を受けてみえると聞きますが、ともなく全教員が早く研修を受けていただきたいと思ひます。特に管理職の中でも、校長先生の発達障害に対する理解は重要であります。今後の特別支援教育への体制づくりの上からも研修を受けてみえなければ、まずトップから研修を受けていただきたいと思ひます。教師が教育現場でどう対応していくか苦慮している現状もあり、教員110番などの相談窓口を設置するなど、教育委員会の支援体制はどのように考えてみえるのか、石垣教育長にお聞きします。

○議長 伊藤正昇君

松本君、あと2分です。

○教育長 石垣武雄君

発達障害にかかわる研修あるいは教育委員会の支援体制ということでお答えをしたいと思います。現在蟹江町には発達障害と医師の診断がおりている子供、小学校で50名、中学校

で9名であります。そのうち通常学級の在籍している子供は小学校が35名、中学校は7名というように発達障害の症状を持っている児童・生徒の7割が通常学級で生活をしているという状況であります。

また、今お話ししたのは、診断がおりているとお話ししましたので、診断がおりていない子供たちも何人かいるというようなことは学校のほうからも聞いております。実際にこのような状況ということで、学校では発達障害に関する研修を学校の課題として今行っているところであります。具体的には養護学校の相談活動の活用ということで、佐織養護とか一宮養護学校の先生に町内の学校においでいただきまして、実際に勉強するあるいは助言をいただく。また町内では指導事例研究会といたしまして、発達障害の抱えているクラスにはほかの先生方が一緒に行って、またほかの助言者も行って実際にそういう指導のあり方を見ながら、また勉強していくと、そんなことも行っております。ところがなかなか発達障害のお子さん、いろんなケースがございまして、なかなか指導が難しいということで、今後につきましても校内の現職教育あるいは教育事務所の研修、そしてまた保健所も主催をしているというようなお話を聞いておりますので、そういうところにも積極的に参加をして研修を深めていきたい。

また、当然トップはそのあたりについては学校運営にも十分かかわりますので、そういう研修は当然されているというふうに思いますが、あわせてまたそれもお話をしていきたいと思えますし、もう一つは一部受けているといっても全員が受けられるときもないという場合もありますので、学校では伝達講習というのがありまして、勉強してきたことをそのプリントをもとに現職教育ということで先生方にも伝達をし、また先生方が疑問にあったことをそのかわりに聞いてきたというとおかしいですが、代表の方に質問し、もし言えなければそれを例えば教育事務所とか保健所に問い合わせをすると、そのようなことを行っているところでもあります。

それから、支援体制ということでの、あと110番、教員のそういう窓口でありますけれども、実際に町の教育委員会でそれを持つことは難しいところではありますが、現在愛知県の総合教育センター、ここに特別支援教育相談の窓口がございまして。そういうところも連携をとりながら、また相談をしながら進めていけたらというようなことを思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

いずれにしても、幼稚園、保育園、また小学校に入学する発達障害児を切れ目なく支援、サポートしていくということは重要になってくるわけなんです。だからそういう意味でも幼稚園、保育所、学校が一体となって幼児期から学齢期へ連携を密にできる支援体制を図っていただきたいなど、このように思うわけなんです。そういう意味で、発達障害に対する幼児

期から学齢期への連携を密にできる支援体制も考えていかなきゃいけないとは思いますが、この点についてもちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

議員のお話のとおりであります、幼稚園、保育園、そして小学校入学、またその後につきましてもそういう発達障害のお持ちのお子さんに対して切れ目なく支援をしていくことは本当に大切だというふうに思っております。

先ほど来お話がありますように、この5歳児健診を契機に、また今まで以上にそういう連携を深めていけたらと思っておりますが、実際に3点ほど少しお話をしますと、1点目ではありますが、実はこれは今までも行っていたことですが、幼稚園と保育園と小学校の低学年の先生が年度末にこの蟹江町の役場のところですけれども、集まっただいて、そして今度小学校に入る子についての情報交換会というのを行ってあります。また、それを契機に小学校に上がってもそのお子さんのことでちょっと保育園とか幼稚園に聞きたいというような場合は、学校の教頭先生からそこのところに働きかけて教務主任を中心に連携を図っているところでもあります。

2点目ではありますが、先ほどの5歳児健診の折に、毎月これは行われておまして、その都度教育委員会からは指導主事がお邪魔をさせていただきまします。その場の少し時間をいただきまして、5歳児健診の保護者を対象に小学校の様子とか、あるいは入学までどんなことをお家のほうで考えたりあるいはしていったらいいかと、そんなようなお話をさせていただいております。またそのときの保護者の疑問とか悩みにも相談を受けておるところであります。3点目ですけれども、そういう関係から教育委員会では、就学相談を希望される保護者の方がもしありまして、そういう場合は実際にどこどこ小学校の特別支援の学級、授業をみたいとか、そんなようなお話があった場合に同行して様子を見てもらっています。また、時にはこれは知的かもわかりませんが、特別学校のほうの佐織養護とかなにかにも同行して、実際に親さんの悩みを受けながら、どのような就学が一番いいのか、入学がいいのかという形で相談活動を行っているところでもあります。

以上です。

○1番 松本正美君

どうもありがとうございました。

いずれにしても子育て支援というのは、子供は日本の宝でもありますし、また蟹江町にとっても宝だと思うわけなんです。どうか子供について本当に成長できるように、蟹江町としても見守っていただいて本当に支援の要るところは支援をしていただいて、蟹江町にとって子供が育ったなといえるようなまちづくりをしていただきたいと思いますので、要望いたしまして、終わりたいと思います、1問目を終わります。

○議長 伊藤正昇君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「自転車の安全対策について」を許可いたします。

○1番 松本正美君

2問目の「自転車の安全対策について」お伺いしたいと思います。

自転車は免許証も要らず手軽に乗れる気安さから、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に親しまれておるところであります。近年エコ意識や健康志向の高まりから通勤や通学など生活の足として利用する人はふえる一方だが、自転車が加害者となる事故も全国で急増している状況であります。本町で自転車対歩行者の事故では自転車の交通ルール違反の事故や大きな事故にはなっていないが、自転車の歩道での歩行者との接触事故、信号のない交差点での衝突事故が起き、被害者と加害者の間でトラブルが起きているとも聞いています。こうした事故のほとんどが自転車安全利用の5原則が守られていないからであります。自転車は歩道に上がった瞬間に加害者の顔を持つともいわれており、このことから自転車の安全利用、自転車の安全対策が求められているところでもあります。

道路交通法の一部改正する法律が平成19年6月14日に成立をいたしました。自転車に関する通行ルール等の規定が改正され、改正規定は平成20年6月1日から施行されております。その背景には、自動車事故の減少と比較して自転車が加害者となる自転車対歩行者などの自転車事故がふえている現状にあるからであります。警察庁の発表によれば、平成21年の自転車が当事者となった全国交通事故は15万6,373件と交通事故全体の21.2%を占めており、5年連続では前年比マイナスとなっていますが、平成11年の10年前と比較しても1.2%1,863件増加しておるところであります。平成21年の自転車乗用中の死傷者数を年齢層別に見てみると、16歳から24歳が21.3%で最も多く、次に15歳以下が19.0%、次いで65歳以上が18.2%の順に多く、事故死亡者については65歳以上が約3分の2を占めておるところであります。交通事故を相手当事者別に見ると、自転車事故全体の83.6%を対自転車事故が占めておりますが、対歩行者事故も10年前の平成11年と比較してみますと約3.7倍、2,934件にふえ、看過できない状況にあります。自転車が当事者となった事故のうち、自転車側に法令違反があった割合が66.7%であり、死亡事故では74.0%とさらに高くなっておるところであります。自転車利用者の悪質、危険の違反に対する指導取り締まりを強化し、平成20年では全国で218万8,646件の指導警告を行い、交通切符を適用して903件が検挙されているとのことであります。ただ実際には、警察官の目の届かない危険な違反は身近で多く発生していると思われれます。

道路交通法改正に伴い、13歳未満を除き自転車通行可能の標識がない道路で、原則車道左側の通行を義務づけるルールを徹底、教則改正では自転車乗車中の傘使用、また携帯電話の操作、通話、ヘッドホーンステレオの使用も禁止になっていることから、実際には教則が守られるかが心配されるおるところであります。子供から大人まで家庭においても保育園、幼稚園、学校、社会において道交法の学び理解しなければならない交通事故はもちろん、自分の命を

守ることができなくなるのではないかと。歩く立場から自転車の立場から、また道路を利用する上で町民の皆さんが最低限規則を順守する必要があると思います。

町当局へお伺いいたしますが、自転車に関する通行ルール等の規定が改正され、取り組まれておりますが、自転車安全利用の5原則の交通ルールが守られていない状況が見受けられるところでもあります。今後町民への自転車の交通安全指導をどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、自転車の安全利用の推進であります。道路交通法改正により自転車の車道走行ルールが徹底され、自転車は車道が原則、歩道は例外などとする自転車安全5原則が打ち出されておりますが、その一方で自転車が歩道を通行できる場合として、運転者が13歳未満の子供や70歳以上の高齢者などに加え、車道または交通の状況から見てもやむを得ない場合が新たに認められ、これに対して関係者からこれでは自転車が歩道に上がってしまうのではないかと指摘する声もあると聞いております。本町でも歩道、交差点での自転車と人が接触や衝突などのトラブルが発生しております。幸い警察がかかわる大きな事故には至っていないが、被害者と加害者の間でトラブルしているとも聞きます。速度の異なる歩行者と自転車が歩道上に混在し危険が増すことが危惧される場所でもあります。自転車の側も自分を歩行者と考え、他の歩行者への配慮が不足しているのではないかと、このことから自転車の安全利用の推進が重要であります。

愛知県内でも、自転車に関連する交通事故は21年度より22年度は自転車の事故が増加傾向にあり、信号無視による事故もふえております。また、蟹江警察管内の22年10月までの自転車の死傷者数は109人で、その中の2人の方が死亡、1人は蟹江町の方で国道1号線の交差点で自動車対自転車の事故で亡くなられておられます。また自転車が歩道を走るルールを守らない利用実態が目立っており、本町の自転車の安全利用の推進として、自転車利用者に対するルールの周知徹底と自転車の通行環境の整備として、カラー舗装等の自転車通行部の整備についてもお伺いしたいと思います。

最後であります。3人乗り自転車の助成についてここで伺いたいと思います。道路交通法の改正に伴って、3人乗り自転車の安全利用が求められている場所でもあります。6歳未満の子供も自転車の前と後ろに乗せる3人乗りについて、道路交通法の改正当初は原則的に認められておりませんでした。しかし、母親からの強い要望は多く、小さい子供を持つ親が反発し、生活が不便になる、子供を1人家に残しては行けない、子育て支援に逆行するという悲鳴に似た声を聞き、これを受けて警察庁が安全な自転車の開発を条件に認めるよう方針を変えました。それによって、財団法人の自転車産業振興協会が費用の一部を補助するなどとして、各自転車メーカーで開発が進められ、昨年の夏には3人乗り自転車の安全利用が目的に実際に認可され、専用自転車が販売された場所でもあります。

一般的にはいずれも前に1人、後ろに1人乗せるタイプやフレームやタイヤが太く車体

を低くし、ふらつきを防ぎ安定をよくしたのものや、スタンドを立てるとハンドルに自動的にロックがかかって回転を防止するものなどがあります。価格は一般の自転車に比べ安全性や強度の関係で、自転車販売店では価格が5万から10万ぐらい高くなり、幼児1人を乗せる従来の自転車よりもはるかに高額になります。本町の2児を抱えるお母さんからは、3人乗りする期間は短く、この不景気だし、値段が高いと安い自転車で我慢するしかないなど。また別のお母さんからは、2歳、3歳の子供は歩くより自転車に乗せたほうがまだ安全だ。国は少子化対策といいながら、子供が2人以上になったら自転車に乗れないなんて不満を言われております。ふだんから自転車の3人乗りをしているお母さんは初めて買うならまだいい。今から買いかえるのは無理と打ち明けられ、ほかのお母さんの話を聞いても、今の自転車を手放したくないという意見でありました。メーカー側も取り締まりをしないのであれば、わざわざ新しい高い自転車に買いかえたりしないでしょう。せつかく安全性の高いものを開発しても価格が高いため補助がないと普及もしないと言っています。検討委員会の報告書の中でも、深刻な少子化、経済問題を考慮すれば子育て支援の観点からも、解決方法として補助を検討することも必要だと3人乗り自転車の助成を発言しております。

自転車の安全利用、子育て支援からも、この経済情勢で若い世代が自転車購入の新たな負担をするのは難しく、購入費助成やレンタルサービスが必要ではないか。既に群馬県前橋市では、購入費の半額、上限4万円を助成など、全国の自治体でも助成の取り組みが始まっております。また、兵庫県小野市では3人乗り自転車の普及に安全利用の啓発を図るため、県の安心こども基金を活用して自転車を購入、無償レンタル事業も行っているところであります。また、愛知県の扶桑町でも3人乗り自転車の無償レンタル事業に取り組んでみえます。お隣の名古屋市では、3人乗り自転車のレンタルサービスの利用の取り組みが実施されており、利用料金が1カ月1,000円であります。本町にも行政による3人乗り自転車の助成、レンタルサービスの取り組みの考えはないか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

大きく3点の質問をいただきました。2点目の後段部分のカラー舗装の自転車通行部分の整備について以外のところについて、私のほうから答弁させていただきます。

まず1点目でございます。自転車に関する通行ルール等の規定が改正され、今後自転車の交通安全指導をどのように取り組んでいくのかというご質問でございました。平成20年6月と21年7月に松本議員がおっしゃられるように、自転車の交通ルールの改正が一部ございました。私どもとしましても変更前、変更後を通しまして、交通安全教室と銘を打ちまして高齢者には交通児童遊園において蟹江署員による正しい自転車の乗りかたや小テストでの自転車運転免許証の発行を行っております。また、小学生には各学校のグラウンドに道路の模擬コースをつくったり、また実際に周辺道路を使用いたしまして、交通指導員による正しい自

自転車の乗り方の講習を行っております。あわせて保育園児にも交通児童遊園において、こちらにも交通指導員による正しい自転車の乗り方や道路の横断の仕方、踏切の渡り方など交通ルール一般について教えているところでございます。保育所ごとに事業を行っておりまして、すべての保育所ではございませんが、保護者の方にも多くご参加をいただいておりますので、親子で教室に参加していただいているところが事実でございます。

そのほか先日も蟹江小と合同で近鉄駅周辺において町職員、蟹江署員とで交通監視をいたしました。特に自転車に乗ってみえる方に対しまして交通ルール違反が見受けられるような方には、今ここにも乗っておりますけれども、イエローカード、このようなカードを蟹江署員が運転者に手渡しまして、実際の指導を行ったところでございます。今後もこのような活動を中心にして、警察、交通指導員、町が一体となりまして、さらなる交通安全活動を行っていきたいと考えております。

2問目でございます。自転車の安全利用の推進として、自転車利用者に対するルールの周知徹底についてということでございます。ただいま今後の交通指導についての考えを述べさせていただきましたが、その折々に触れまして各世代層に合わせた交通ルールの理解に交通安全教室を今まで以上に活用していきたいと思っております。また、広報やホームページの掲載、商業施設などでのパンフレット等の配布を通じまして周知に努めていきたいとも考えております。

それから3点目でございます。行政に3人乗り自転車の助成、レンタルサービス取り組みの考えはあるのかなのかというところでございますが、県の子育て支援課のほうから取り寄せました子供のというか、3人乗り自転車の助成、レンタルサービスを行っている自治体の実施状況という資料によりますと、有償無償を問わず16の自治体で子育て支援の観点から3人乗りの自転車のレンタルサービスを行っております。また、14の自治体では交通安全教室の開催時に展示や試乗を行い、3人乗り自転車の普及、また安全利用の啓発をも行っております。どちらも県の子育て支援対策基金を利用しての事業でございますので、蟹江町でも23年度この基金を利用しまして実施できないか、子育て推進課とも今現在調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

カラー舗装の整備ですけれども、町としましては、カラー舗装の実態は江向線、三重銀行から東郊線までの一方通行の区間と中瀬台団地の歩道部分の2カ所でございます。最近国道、県道で交差点手前、一たん停止場所などでよく見かけるようになり、運転者の注意喚起を促し事故防止対策の一環として考えられます。町は自転車、歩行者の安全のため歩道設置が難しい場所や危険箇所にカラー舗装、路側帯の整備、カーブミラーなどを整備して、交通安全対策の確保に努めたいと考えています。



以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今先ほど自転車の安全教室だとかいろいろと取り組みを、蟹江町としても世代層にあわせてやられているということですのであれなんですけれども、特に今回この自転車の安全利用の5原則が守られていないのが現状だということなんです。これは1つずつ細かくやっぱりやっていかないとあれなんですけれども、時間的なこともあるものですから、特に今事故が一番多く起きているのが、信号無視、また一時停止、こうしたことが安全確認としてこうしたことが守られていないというのが現状にあると思うわけなんです。そしてまた、自転車は車道が原則といわれているわけなんですけれども、やむを得ない場合、13歳未満、またお年寄りの場合は乗り上げてもいいということになっているわけなんですけれども、非常にここらのところも守られていないというのが現実なんです。また特に学生なんかは自転車は5列ぐらいに並んで走っている場合もあるわけなんです。確かに学校ではそうした勉強はされているということで今お話があったわけなんですけれども、もう一度こうした基本的な一つ一つのルールの徹底を各教室においても学習会のときに徹底をしていただきたいなど、このように思うわけなんです。非常にそういったことが守られていないのが現状ではないかなと、このように思うわけなんです。この点も一つよろしく願いいたします。

それと、今カラー舗装のことで土木課のほうでお話があったわけなんですけれども、今全国的にもカラー塗装がはやっているわけなんですけれども、非常にこれも予算がかかることで、また道路幅もある程度ないとこのカラー塗装というのはできない部分があるわけなんですけれども、蟹江町でできるカラー舗装、自転車のレーンというのは、これは大事だと思うわけなんです。先ほど2カ所ぐらいあるというお話をお聞きしたわけなんですけれども、まだ蟹江町でもカラー舗装したほうがいいのかと思えるところもあります。だから、そうしたカラー舗装をすることによって自転車の安全利用の意識を高めていくのも一つのカラー舗装のこのよきではないかなと、このように思うわけなんです。

今先ほどの5原則が守られていないというのものもあるわけなんですけれども、そういう意味では町民の方が自転車の安全利用の意識を高める上でも、このカラー舗装を意識向上のために取り組んでぜひいただきたいなど、このように思いますので、この点もよろしく願いいたします。

また、最後に3人乗り自転車のレンタルの導入ということで、一応これも何とか23年度は取りかかっていきたいというお話ですので、具体的なところはレンタルにするのか要するに無償にするのかというのがあるわけなんですけれども、これはまだはっきり決まっていないような感じもあるわけなんですけれども、これを含めてちょっとお聞きしたいと思います。3点お聞きしたいと思います。

○総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

今議員のほうから自転車安全利用の5則ということで、この辺のところはやはり周知徹底されていないのではないかというようなお話がありました。確かに雨が降りますと傘を差して運転してみたり、また中学生、高校生につきましては交差点に限らず四つ辻でも急激な飛び出しということで事故に遭う可能性が多々見受けられます。そういうことを踏まえまして、重点的にその辺のところを啓発していきたいと思っております。

それからあと、3人乗り自転車につきましては、今先ほども申し上げましたように子育て推進のほうと、あと県のほうを通じましてどれぐらいの資金が調達できるのかというところを踏まえましても調整中でございますので、23年予算のときにはまたお答えできるかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

交通安全の整備等の県から補助金が来ますので、その関係でカラー舗装等も歩道設置ができない場所についてできるだけ検討して、前向きに実施したいと考えています。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

最後に、町長のほうにお聞きしたいと思うわけなんですけれども、本町の自転車の安全利用ということで、守られていない現状があるわけなんです、先ほどもお話がありましたように。意識の向上を高めるためにも今後の取り組みとして、自転車の安全利用の条例の制定の取り組みはできないだろうかということを提案させていただきたいと思うわけなんです。自転車は蟹江町は観光の町だとかまだいろいろとあるわけなんですけれども、そうしたときにも自転車を利用される方も今後ふえてくるんじゃないかなと。そうしたときに、交通安全の利用等を含めてこうした自転車の利用者、また関係団体の責務を明確にして、3者が連携をとっていただいて、その自転車の秩序ある利用の推進、今後の蟹江町としての自転車に関する事故の防止ももちろん、健康で安全かつ快適に利用できる環境をつくっていくというのも今後重要になってくるんじゃないかなと、そういう意味を含めて、自転車の安全利用条例の制定の検討をしてはどうかなと、このように考えますが、この点について町長に最後お聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

今、松本議員のほうから条例の制定をということをいただきました。松本議員もそうでありましょうし、私も小さいころから自転車に乗っているところへ行き、大人になっても自転車というのは欠かせない交通手段の一つだというふうに思っています。それで、一番私が自転車に関係する仕事をやっておりますし、今現在も父親がやっているわけでありまして

れども、よく交通安全大会、それからお年寄りの自転車の乗り方指導だとかを組合、それから振興協会を通じて県等々でやるというときに我々が参加したことが実はあります。

実は啓発啓蒙はするんですけれども、自転車を道路交通法の一環としてとらえてみえない方が非常に多いという。軽車両という位置づけにあることすら実は認識にないということでもあります。例えばお酒を飲まれた方は帰りは自転車で帰ってきていいのかどうなのかという問いをいたしますと、丸と言われるんです。そんなわけがないわけです。そういうこと自身も、これは町が条例をつくるという以前の問題でありまして、やはりこれは仏つくって魂入れずじゃないですけれども、とにかくいろんなところでこれは自転車の乗り方教室も含めてモラルの向上のための啓発啓蒙をやっていくべきかなと。その後に条例の制定も考えるべきかなと。幾らルールをきちっとした法令をつくっても、条例をつくってもそれを認識される方の意識が低ければ、余り意味はないんじゃないかなと。

そういう意味で、まず根気よく自転車とは何ぞやということをいろんなところでお話をさせていただくほうがいいのかなと、こんなことを思っています。よく町を歩いておられます、大手を振って後ろで大きな警報機を鳴らしながら歩道をすごい勢いで我が物顔で通ってくる学生だとか、それから先ほど来担当者も言いましたように、急に信号無視をして自転車は信号を守らなくてもいいような態度で回ってくる人だとか、そういうのを本当に多々見受けます。こういうことも含めてこれは町がやるべきことなのかはよくわかりません。これは各種団体、長寿会、婦人会、子供会もいいですけれども、そういうところに広く働きかけて、まず自転車の乗り方、ルールをきちっと皆さんに知っていただくのがいいのかなと。この法令の改正もきちっと読んでいただく。僕自身も細かいところが、ああこうなったんだなということもつい最近実は知ったわけでありましてけれども、そういう認識の薄さもあるということも申しわけない、私も反省をしなければいけませんのでけれども、今回の3人乗りの自転車の認可も含めて、これから周知徹底をしていきたいなと。また幅広く啓発啓蒙をしていかなきゃいけないなと、こんなことを思っております。

また、議員各位におかれましても、いろんな意味でまた私たちと一緒に頑張って啓発にご協力を賜ればありがたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうもありがとうございました。

どうか、自転車の安全利用ができるように町としても全力で取り組んでいただきたいと思います。

以上で2問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 伊藤正昇君

以上で松本正美君の質問を終わります。

質問11番 山田乙三君の「希望降任制度の実態」を質す」を許可いたします。

山田乙三君、質問席へおつきください。

○12番 山田乙三君

議席番号12番 新政会 山田乙三でございます。

きのう高阪議員、きょうは林議員、それから松本議員、学校並びに児童について掘り下げて質問されましたが、私も関連するわけでありましてけれども、若干かぶる問題、重複する問題があるかと思いますが、最後の質問者ということで今しばらくのおつき合いをお願い申し上げます、質問に入りたいと思います。

質問のタイトルは「希望降任制度の実態」を質す」でございます。

希望降任制度を利用した教員の例でございますが、2009年度は223人に上り、過去最多だったことが文部科学省の調査で判明いたしました。223人といいますと、前年度比44人増でございます。降任を希望した理由でございますが、ほぼ半数が心の風邪、特に私はこういうふうに呼んでおりますけれども、今よく言われているうつなどの精神疾患を含む健康上の問題を挙げているわけでございます。

調査は、都道府県や政令指定都市、人口50万人以上の市で特に政令で指定されたもの、区を設けることができるなど、普通の市と異なる取り扱いを受けるわけでございます。現在はどうかといいますと、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸、北九州、札幌、川崎、福岡、広島、仙台、千葉、さいたま、相模原、新潟、静岡、浜松、堺、岡山の19市の教育委員会を通じて実施されまして、2009年度では希望降任制度を導入しているのは名古屋市を除いた64の教育委員会でございます。自治体別で多いのは東京都の56人、神奈川県では50人、横浜市では18人などでございます。最も多いケースは校長などを補佐する主幹教諭から一般教諭への降任が119人ございまして、ほかに教頭からが75人でありまして、副校長からが10人、校長から一般教諭へも8人でございます。

理由を精査してみますと、健康上の問題が107人全体の48%と最も多く、職務上の問題59人これは26%、家庭の事情55人25%などでございます。文科省は制度を導入する教育委員会がふえたことが増加要因の一つとしながらも、一方では管理業務に精神的な負担を感じるケースも少なくないとしているのでございます。特に主幹教諭は中間管理職の立場で、校務と授業をやらなければならない、かなり多忙でございまして、校長と一般教諭との板挟みになることもあるためではないかと見ているのでございます。1年間の試用期間後に正式採用されなかった新人教員も過去最多の317人でございます。うち心の風邪の精神疾患で依願退職をしたケースは83人となっております。中部9県で2009年度に希望降任制度を利用した教員は、石川県で2人、三重県、滋賀県で各1人で、愛知など6県はゼロでございました。制度化していない名古屋市では、市立小学校の校長と教頭、各1人が本人の申し出によりまして教員への降格を認められたのでございます。

ところで、教員を対象にした希望降任制度の実態をるる大筋申し述べてまいりましたが、地方自治体での現状はどうであろうか。昇格などにより職位職務が全うできず、病欠あるいはまれとはいえ、過去退職のケースも発生しているのをごさいます。

そこで、順次ご質問をいたしますので、簡潔なご答弁をお願いしたいと思います。

質問1、名古屋市では市立小学校の校長、教頭が本人の申し出により教員への降格が認められました。当町の5小学校と2中学校の実態を含めたご所見などをお伺いしたいと思います。

2番目に、慢性的な秩序不成立状態、秩序不成立状態とこれは一体どういうことかと、こういうことですが、生徒が教師を自分よりも上位に立つ存在として感じない事態のごさいます。そういう中で、いじめや暴力、授業妨害など学級崩壊の兆候や危惧はないでしょうか、お尋ねしたいと思います。

3番目に、教員の健康上の問題は家庭、地域、学校のバランスの崩れも要因の一つでないかと私は見ております。いじめやいじめを告げたことによるいじめは、徹底して守りとおすという毅然たる態度を日ごろから示すことが最も肝要のごさいます。どのように対処されていますでしょうか、ぜひともお伺いをしたいと思います。

最後の4問目のごさいます。4市2町1村で希望降任制度を導入している自治体はあるかどうか、お伺いしたいと思います。当町はこの制度はないと私は認識しておりますが、今後希望降任制度を導入するお考えはあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

以上のごさいます。

○教育長 石垣武雄君

希望降任制度の実態ということで、4点についてご質問いただきました。1点目から3点目までが私のほうでお答えをさせていただきます。

まず1点目ですが、希望降任制度についての所見ということでお答えをさせていただきます。この希望降任制度、愛知県では平成18年10月30日に施行されました。この制度を利用しての教員は議員のおっしゃるとおり、昨年度愛知県はゼロでありました。これは管理職、校長、教頭から一般教諭ということでありまして、蟹江町も該当者はございませんでした。お話しの中で、一般教諭ではなくて主幹教諭という言葉で、これが数が多いというお話がありましたが、3年前にこの制度はできまして、実際蟹江町には今北中で主幹教諭が1名在籍をしております。だから海部地区でほんのわずかということではありますが、その北中の主幹教諭もしっかり頑張っているということでもあります。

ただ、管理職ではありませんが、教務主任とか校務主任という職務、これを希望変更を出した教員、これは海部地区で2名あったと聞いております。蟹江町ではございませんでした。それで、教務主任、校務主任、主任ということですので、主任同格ということで降任ではございませんが、お話を教育事務所のほうにお聞きしますと、職務遂行上教務主任の仕事より

も校務主任の仕事のほうが自分として、本人として精神的な負担あるいは本人の適正が校務主任のほうが合っているんじゃないかということでの希望であったというふうに聞いております。

いずれにしても、学校運営を進めるに当たっては管理職や主任に当たりましては、最近では負担がかかってきているということは事実であります。また、そういう声を耳にします。そういう面からこの希望降任制度ができたというふうにとらえております。教育委員会としまして、スムーズな学校運営ができるように、あわせて先生方にとっても通いたい学校となるようなバックアップをしていきたいと思っております。

次に2点目であります。いじめや暴力、授業妨害など学級崩壊の兆候や危惧はないかというご質問であります。学校は小さな社会の一つというふうには思っております。その中で子供たちは学習し生活をしております。その小さな単位が学級であります。そこには担任の先生がお見えであり、日々子供たちに接し学習指導、生徒指導に当たっております。十人十色といいますが、子供たちの顔が違うように性格も違います。また、兄弟のいる子供あるいはいない子供、保護者の方のお考え、そういうものも子供の成長に影響を与えているんじゃないかなというふうに思っております。子供たちの中で人にちょっかいをかける、いさかいを起こしたり意地悪をしてしまう、そういう姿はやはり時々見受けられます。しかし、担任の先生が道徳指導も含めまして、あらゆる場面で子供たちの指導者として取り組んでおみえであります。また、校内にはいじめ・不登校対策委員会というのがございまして、問題が生じた場合はその都度、学年あるいは学校全体で検討して対応に当たっております。絶対に担任の先生お一人で抱え込むのではないというようなことを学校長から先生方に、いわゆる報連相という言葉がありますが、そういう形で取り組んでおみえであります。

それから最後のところで、いろいろそういうような問題行動はないというふうであります。子供のいさかい、中学生もそうありますが、そういう問題はありますけれども、現在のところ学級崩壊に結びつくというふうにはとらえてはおりません。

3点目ですが、いじめについてどのように対処しているかということでもあります。いじめは決して許されないということでもあります。どの学校もどの子にも起こり得るものであるという認識のもとに、学校は日ごろから指導に当たっております。学校では、いじめをしない、させない、見逃さないという指導を徹底させるため、2つのポイントを重要視しております。1つ目のポイントですが、よくいじめは授業中というのは余り起こりませんね。ある場合もあるかも知れませんが、休み時間とか放課後あるいは掃除の最中とか、先生の目の見えないところで行われている場合が多い傾向にあります。そこで、いじめを傍観しない、あるいは見逃さない、そういう子供を育てることが大切であるという考え方で、各学校では全教育活動を通してあらゆる場面で機会をとらえて心の教育に取り組んでおります。

2つ目のポイントであります。各学校では早期発見、早期対応を図るための指導体制を整えております。早期発見のために各学校では教師が日ごろから子供が発する危険信号、これを見逃さないように見守るとともに、年に1回か2回ほどですが、いじめアンケートというのを実施しております。そしていじめの有無について調査するという事で早期対応に心がけております。ただ名前を書く場合だと、意外と出ない場合があります。ですので、無記名という場合もとらえたりケース・バイ・ケースでとらえながら、学級の子供たちを見守っているというようなことであります。

担任の先生が抱え込むのではなくと今お話をしましたが、ニュースでこれはありました。給食をグループで食べているのに1人で食べていた。それを当分の間ほかっていた。もちろんその学年とかあるいは学年主任あるいは教頭先生あたりが知っていたかどうかというのも、これはよその県でありますので疑問であります。少なくともそういうようなときには当然担任の先生はそういう状況を見ただけで何かあるんじゃないかなということをお考えし、すぐに先ほど申し上げましたような報連相ということをやっております。蟹江町内においてはそういうことはないとは私は信じておまして、たとえそういうような状況であった場合、いつも言っていますが一人で抱え込むんじゃなくて、みんなで対応していこうよと、そういうようなスタンスで取り組んでおります。今後もこのいじめあるいは不登校はゼロということとはなかなか難しいと思っております。それを承知の上でまた取り組んでいけたらと思っております。

私から3点、以上であります。

○総務部長 加藤恒弘君

4点目にご質問いただいております降任制度の海部管内、海部地区の状況と今後の蟹江町の考え方について、私のほうからご答弁を差し上げたいと思っております。

海部地区におきましては、おっしゃるように4市2町1村がございますが、まずここで5つの自治体でできております。これは順番といたらおかしいんですが、できた順序からいきますと大治が平成13年5月1日に公布をしております。そして次が愛西市で17年4月1日、弥富市が19年11月1日、あま市が22年3月22日、そして飛島村でございますが、ここは22年9月1日と、こんな順序でできております。内容を少しずつお話をお聞きしておりますと、やはり対象となる方がいらっしゃったということもあります。また、市に合併されたときにそういった状況を、他市でもそういった状況があるというようなことを踏まえて、この要綱を制定されたというような状況でございます。また、この状況、この要綱により降格された方とかという希望があったかどうかということですが、やはり1件ほど、それぞれ1つ、事例としては1件ほどあったようでございます。

それで、私どもの状況ですが、私どもも実はこういった希望による降任ということ、これは実は地方公務員法の中で降任制度につきましては、本人の意思を阻害する形でのものにつ

いてはなかなか難しい要件等がございまして、なっておりますが、希望降任というような形になりますと本人の承諾、希望を得て、そして町当局がその状況を確認しながら適正な方向へということで行うと、こういったことで実態としては蟹江町にも1件実はございました、過去にございました。これは地方公務員法の適用ということで、実際には私担当しております、県のほうともご相談申し上げまして、そういった中でできるということをやっております。そういった関係で、私どものほうはまだ制定がしていなかったわけですが、今おっしゃられますように各市町村もそういった現状が出てまいって、それに対応するためにこういった要綱を作成して、それを行っていらっしゃるということもありますし、私どもも少しその後も検討をしておったんですけれども、なかなか問題となるところが対象者をどのように設定しておくのか、そういった要綱上の作成の中で対象者、それからどのあたりまでの階級をそういう対象にしていくか。あと事後の昇格、今後戻るときにはどういった状況を整えていくべきか、そしてその条件としてはどういったことを入れていくか。もう一つは私どもがそういった状況を見つけて、それに対して勧奨といったらおかしいですけれども、希望制度があるよというときに、勧奨的なことができるのかどうか、そういったものを織り込むかどうかということも、少し私どものほうでは勘案しております、今後このあたりをもう少しきちっと詰めまして、この状況を打破するといいますか、今後に対策としてこの制度を取り入れていきたい、要綱作成を進めたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○12番 山田乙三君

ありがとうございました。

教育長におかれましては3問、1番から3問までもと学校の先生ということの立場から教育長という面で丁寧なご答弁をいただきました。全体的に問題はないよと、こんなようなことかなと思います。私個人にとってみますと、学校というのは先生にお任せするというような気持ちで今でも変わりありませんけれども、ややもすると聖域だなど、こんなとらえ方をさせていただいています。よくいろいろ話をしていますと、先生にゴツンとやられたということ、親に言うともうすかさず「あんたが悪いんだわ」と、こういうことで特に先生についての問題はございませんが、昨今はモンスターペアレントという言葉に代表するように、いろいろと先生方が大変だなど、こう思っています。そういう中で教育長を中心とする、あるいは教育委員長、教育委員会を中心とする問題解決を図って、今のところ事なきを得てきているのかなと、私はそう思っております。

特に学級崩壊といいますと、こんな言葉はなんですけれども、ややもするとご父兄の方が先生をいじめるに当たって手練手管を使ってこうやってやったらどうだなどという向きも、ややもすると考えたくありませんけれども、何かの本で私は読んだこともございますけれども、非常に大変な時期に差しかかってきているかなと、そういうのが現状なのかなと、先生もう



本当に頭が痛いだろうと、私は絶えずそう思っています。

それと、児童もしたたかなものでございまして、昔は先生が鉄拳といいますか、ゴンとゴツンとやった時期もあったかに思っていますけれども、今は鉄拳制裁はご法度でございます。そこをよく児童もわきまえていまして、何を言っても先生は手を出さない。時には言う子は先生の琴線に触れるような言葉もあるでしょうけれども、私は大まかに言えば逆鱗に触れるような言葉が日常茶飯事ではないだろうか、そういう中で先生も心の風邪を病まれるといえますか、そんな状態なのかなと。

そういうことで、教育長を中心として教育委員会のほうで本当に全面的なバックアップをしていただき、先生方の擁護といいますか、もちろんいわゆるいろんな面で先生も時には一部では、先生最近サラリーマン化しとるんじゃないのという声も正直言っております。そういう面も含めてよろしく今後もお願いをしたいなど、私は教育職でも何でもありませんけれども、一議員として要望を申し上げていきたいなど。

それから、4問目の希望降任制度といいますと希望降任というと、どうしても言葉そのものがネガティブでちょっと暗いよと、こういうふうでございますけれども、具体的な例を挙げますと、今総務部長からお話がございましたけれども、4市2町1村の中ではかなり合併を機に取り組みされたということもございまして、大治町なんか言われましたように、平成13年ですか、もう既にもう10年ちょっとぐらいになる前から取り組んでおられます。私も聞いておりましたけれども、なぜこういう問題を私が取り上げたかと、こう申しますのは、ちょっと僭越でございますけれども、理事者側で最前列に座っておみえになる方々、いわゆる特別職は失礼、町長、副町長、教育長は除きますけれども、もう5年以内に定年を迎えられる、はっきり言ってそれは言えるんじゃないかなと、いや違うぞと、2年もたないよ1年半だという方も見えますし、めでたく右のほうの方はお2人が来年3月でご定年を迎えられる。ということは、人事制度ははっきり言って当町は確立していない中で、僭越でございますけれども、どうしても次のかわりの方をつくらなければならない、当然でございます。私10年も先の見通しをしるといったら、それは正直言ってできませんけれども、先見性あるいは洞察力という面からいきますと、今からお手当をしておかないと大変なことになるぞと。粗製乱造とは申しませんが、当人にとっても当人を拝す家族にとっても、もしお悩みになって心の風邪を病まれるようで、せつかく縁あって入られたところをおやめになるようなことはぜひともやめないかん。そういう中で私は降任制度の導入をということを申し上げておるわけでございます。

ほとんどの方が5年以内、あるいは来年度お2人、あと1年半もすればお1人、こういう状態が自明の理なんです。ですから、その次の方々も次長さん方だと思いますけれども、もう10年と言いませんけれども、5年を中心としておやめになられる、そうするとちょっとごめんないね、粗製乱造という何言つとる、山田と、こういうふうになると思いますけれど

ども、やはり物事を問題解決をするには経験が必要でございます。ですから、おらんから次長からどうだと、部長にどうだと、こういうことに相なるかなとは思いますが、そこにやっぱりクリアラントといいますか、すき間ができて、本人が非常に苦渋に満ちた場面が出てこないかと。私は給料ベースでいけば一流企業に匹敵する状態だと思います。だから、民間とこういう自治体とは比肩できませんけれども、やはり町民の要望としてはどうしてもレベルの高いスキルといわれていますけれども、これから年々年々要求が高いレベルでまいります。当然国・県からも仕事も参るでしょうけれども、それこそいろいろと仕分けし、要領のいい仕事をしなければ自分に受けたのが知らず知らずに心の風邪としてなってくると。悲惨なことが起きなければいいなど。あるいはあのころ山田議員が言っておったが、当たらなければいいなど、そういうことで先見性あるいは洞察という面から、杞憂ながら申し上げておるわけでございます。

その辺、私が心配まではしていませんけれども、係長になるときは試験制度があるやに私は聞き及んでおりますけれども、課長補佐あるいは課長、次長、部長になるときは、私は試験制度はないんじゃないかなと、そういうことでいわゆる昇給昇格という物差しというのはどの辺に置いておられるのかなと。もちろん人間のキャパ、そういう度量、器量という面も含めて能力も含めて、総体的にお考えになっておられる、こういうことはよくわかりますけれども、役場には総務課があるけれども、人事部はない、こういう中で、喫緊の課題でございます。今言ったように、もう部長さんはあえてどこの部長がとは言いませんけれども、お2人は来年定年と、お1人はもう1年半ぐらいを切った状態で、もう幹部クラスがおやめになられる。もう5年以内にはもう全部おられませんか、特別職だけは。くどいですがけれども、そういう実態、これは真剣に考えていかないと、3万7,000人の蟹江町民の幸せを願う職員の方々ばかりですから、ぜひとも今から私人事権ございませんけれども、お考えになっていただきたいなと思います。その辺のあたりの町長さんにご所見がございましたらぜひともお伺いをして、質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

すばらしいご提案をいただきましてありがとうございます。

私がそれは人事の最高決定権者でありますので、3万7,000人の蟹江丸の乗員乗客を守る乗員のスキルの選定については慎重にこれからやっていかなきゃならないというふうに思っています。就任以来6年、いろんな方が部長になり退職で退かれる方、また途中で体調を崩され家庭の事情で退職をされた方もございました。それぞれの事情はありましようけれども、本当に今まさに山田議員がおっしゃいましたように、スキルというのはいろんな方面から見ていただいて、一方的に見るのではなくてたくさんの方面から見て、ああ、この人だったらこれだけの力はあるんだけど、ちょっとこちらが弱いかな、でもこれはこちらの人が強いかなと、いろんなことをかんがみながら、これからの人事も考えていかなきゃならないと思

います。

それで、政策もそうでありますけれども、短期的、中期的、長期的に至って、あと何年たったらここはこういう部署にしたいなという構想は私自身も持っております。ただ私の任期があと2年、2期目の任期があと2年ちょっとで、じゃ5年先のことを考えることができるかという、それはなかなか難しいことであります。しかしながら、来年、再来年のことについてはもう最低限、今お手当てがどうだという話をされたんですけども、人事のことについてはしっかりと最高幹部とお話をしながら、皆様方の住民サービスが低下しないように、そしてまた皆様に過大な心配をかけないように一生懸命頑張ってやってまいりたいと思います。本当にありがとうございました。

○12番 山田乙三君

越権行為に、いわゆる人事権がございませぬもので、重々わかっていますが、杞憂だというふうなとらえ方をしていただければいいです。

また、教育長にぜひともお願いしていきたいのは、先生方、本当にそれぞれがそれぞれの立場で大変お仕事も忙しいですし、お悩みになっておられるのかなと、そういう中で、この間蟹江中学校の体育館でマーチングバンド、3年連続全国大会、もう私ちょっと涙もろいわけですけども、ああいう切れのいい音楽を聞いたり、マーチングバンドの姿は涙が出てくるんですよ。というのは、児童が一番一生懸命努力している、それを指導する先生、それから保護者、三位一体になって蟹江町のためにやっただけで、これはすばらしいですよ。子どもは音楽は余り得意じゃないですけども、聞いていると切れがある。なかなかすごいなと、365日、春夏秋冬、暑い日もあれば寒い中で、あかぎれは余りできませんけれども、それに近い形で生徒が吹奏楽にいそしんでいる、こういうことです。

一方では、学校で少し元気のいい子、先生方に迷惑かける子は家庭では本当にいい子なんです。私はそう思っています。ですから、うちの子に限ってはそんなことはないと言われるゆえんが私はそこにある。家庭ではいい子なんです。学校では少し元気がいいと、あり過ぎるんです。ですから、その辺のずれといいますかタイムラグといいますか、その辺が先生方がちょっと抽象的な言葉を使いましたけれども、お悩みになっている部分ではないだろうか。本当に私も一議員でありますけれども、先生方に全面的に後方支援したいなと、心からそう思っておる状態でございます。

また部長からも検討し、将来希望降任制度をとということであれですけども、私の話がいか悪いかはちょっと別でありますけれども、私の観点はそういう見方をさせていたき、縁あって蟹江町役場の正職員として、いわゆる臨時が奥田議員からもございましたけれども、ほぼ半分、正職が半分と、そういう中で縁あって役場に入り、町民のために頑張っておられ、ちょこっとのすき間の中で病まれると、こういうことがあられたならば、そういう希望降任制度という、私は終生スペシャリストとしていくと、そこにおいてちょうだいと、一つの例

ですけれども、産業建設部におられて製図は抜群だと、しかし企画へ行かれたら、ちょっとお悩みになられて、結果的に残念ながらやめられたと、最近の風潮は定年を間近にして二、三年残してやめられる方がちょくちょくございますね。名前はあえて言いませんけれども、そういう兆候から見ましても、雪崩がどさっと来る前にひとつお考えをしていただきたいというふうに思いまして要望申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 伊藤正昇君

以上で山田乙三君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時41分)